

二宮町こども計画

令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)



令和7年(2025年)3月

二宮町

はじめに

近年、我が国では、人口減少・少子高齢化による核家族化の進行、就労の多様化、地域のつながりの希薄化などによって、こども・子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。このような状況を受け、こどもが健やかに育ち、子育ての不安や孤立感を和らげ、安心してこどもを育てられるよう、社会全体で支援していくことが求められています。

国において、令和5年(2023 年)4月には、常にこどもの最善の利益を第一に考え、すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会「こどもまんなか社会」を実現するため、「こども基本法」が施行されるとともに「こども家庭庁」が発足されました。

こども基本法は、一人ひとりとても大切な存在であるこどもたち、若者たちが、自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように社会全体で支えていこうという法律です。そして、日本も批准する国連の子どもの権利条約の理念に則って、こどもが持つ権利の保障が記されています。こどもの最善の利益を第一に考えるというその趣旨に私も強く賛同しています。

本町では、町全体で子育てとこどもの育ちの支援に努めるために策定し実施していた「第2期二宮町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了します。これに伴い、この計画を引き継ぐとともに、こうした「こども基本法」や「こども大綱」、「子どもの権利条約」の趣旨に鑑み、こども施策を一体的に包含する「二宮町こども計画」を策定します。

そして、令和7年度(2025 年度)を「二宮町こどもまんなか元年」と位置付け、すべてのこども・若者の権利を保障し、育ちや子育てを地域全体で支える「こどもにやさしいまちづくり」の実現を目指し、本計画の基本理念である「すべてのこどもの育ちを支える 豊かな自然とはぐくみのまち ～はぐ(育)ハグ(hug)にのみや～」を軸に、より一層の支援体制の充実と強化を図ってまいります。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、ご意見やご提言をいただきました、二宮町子ども・子育て会議の委員の皆さま並びにアンケート調査、町民意見募集等を通じてご協力いただきました町民の皆さま、関係機関の皆さまに心から感謝申し上げます。

にのみやまち そだ
二宮町で育つこどもたちへ

にのみやまち す
二宮町に住むこどもたち、毎日楽しく元気に過ごしていますか？

あなたには、いのち たいせつ
「命」を大切にされて「差別されず」「守られて元気に育ち」「自由に自分の意見を言える」権利があります。あなたには輝かしい未来が待っています。

あなたは日々どんなことを考えていますか？何をしている時が楽しいですか？楽しかったことやうれしかったことはもちろん、こま
困っていることやつらいことも、まわりのおとな おし
教えてください。町 長の 私 でも、町役場のスタッフでも、いつでも話
を聞きますよ。気軽に相談してくださいね。

にのみやまち
二宮町のみなで、あなたが元気に育つことができるよう
かんが
考えていきます。



令和7年(2025 年)3月

二宮町長 村田 邦子

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の対象	2
3 計画の位置付け	2
4 計画の期間	3
5 計画の策定体制	3
第2章 二宮町の現状.....	5
1 人口および世帯数	5
2 出産・婚姻	8
3 就労の状況	12
4 教育・保育施設等の状況	14
5 こどもの状況	17
6 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果.....	19
7 子ども・子育て支援及び若者ニーズに関する実態調査結果.....	28
第3章 基本理念等.....	34
1 基本理念	34
2 基本目標	35
3 施策の体系	36
第4章 施策の展開.....	37
基本目標1 ライフステージを通して切れ目なく一人ひとりを大切にする支援.....	37
基本目標2 すべてのこどもが幸せを感じるまちづくり.....	52
基本目標3 安心してこどもを生み育てることができる環境づくり.....	59
計画の成果指標	67

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 .. 68

- 1 量の見込みと確保方策の考え方 68
- 2 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育..... 72
- 3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項..... 75
- 4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項..... 75
- 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策..... 76

第6章 計画の推進体制..... 92

- 1 子ども・子育て会議 92
- 2 関係機関との連携 92
- 3 施策の実施状況の点検 93

資料編..... 94

- 1 二宮町子ども・子育て会議条例 94
- 2 委員名簿 96
- 3 こども計画策定経過 97
- 4 用語解説 98

【本計画中の「こども」表記について】

令和4年(2022年)9月15日付け事務連絡 内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室『「こども」表記の推奨について(依頼)』のとおり、次の特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いています。

【特別な場合】

- ①法令に根拠がある語を用いる場合
- ②固有名詞を用いる場合



第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国のこどもたちを取り巻く社会環境をみると、少子高齢化や核家族化の進行によりライフスタイルや価値観のニーズが多様化し、生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化に関する問題は依然として解決すべき課題となっています。また、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も近年顕在化しています。

近年の重要な展開として、令和5年（2023年）4月に「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境などにかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものとしています。また、同じく令和5年（2023年）4月に、「こども家庭庁」が発足し、同年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。これらの展開は、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要であるとされています。

本町では、平成22年（2010年）3月に「二宮町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、「楽しい子育て 子ども輝くまち」を基本理念に、子育ての支援、親育ちの支援、仕事と子育ての両立をテーマとし、支援事業の推進に取り組んできました。平成27年（2015年）3月には、こどもの健やかな成長と子育て家庭を支援するため「二宮町次世代育成支援行動計画」によるこれまでの取組の成果を踏まえて、「二宮町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。また、令和2年（2020年）3月には、妊娠から出産・子育て・こどもの成長を通じての切れ目のない支援、こどもと子育て家庭に対する支援の推進、生まれ育った環境に左右されないようなこどもの貧困対策、ひとり親家庭の自立支援など、こどもの成長段階に応じた支援を一体的に盛り込んだ総合的な計画として、「第2期二宮町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、二宮町のすべてのこどもたちとすべての子育て家庭の幸せを願い、環境づくり、支援体制の充実・強化に取り組んできました。

この「第2期二宮町子ども・子育て支援事業計画」が、令和6年度（2024年度）で終了することに伴い、町が実施すべきこどもや子育て家庭への効果的な施策を展開していくため、こども・子育てを取り巻く社会情勢や国の動向を踏まえ、こども基本法、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律等に基づいた、こども施策に係る計画を一体的にした計画として、「二宮町こども計画」を策定します。

2 計画の対象

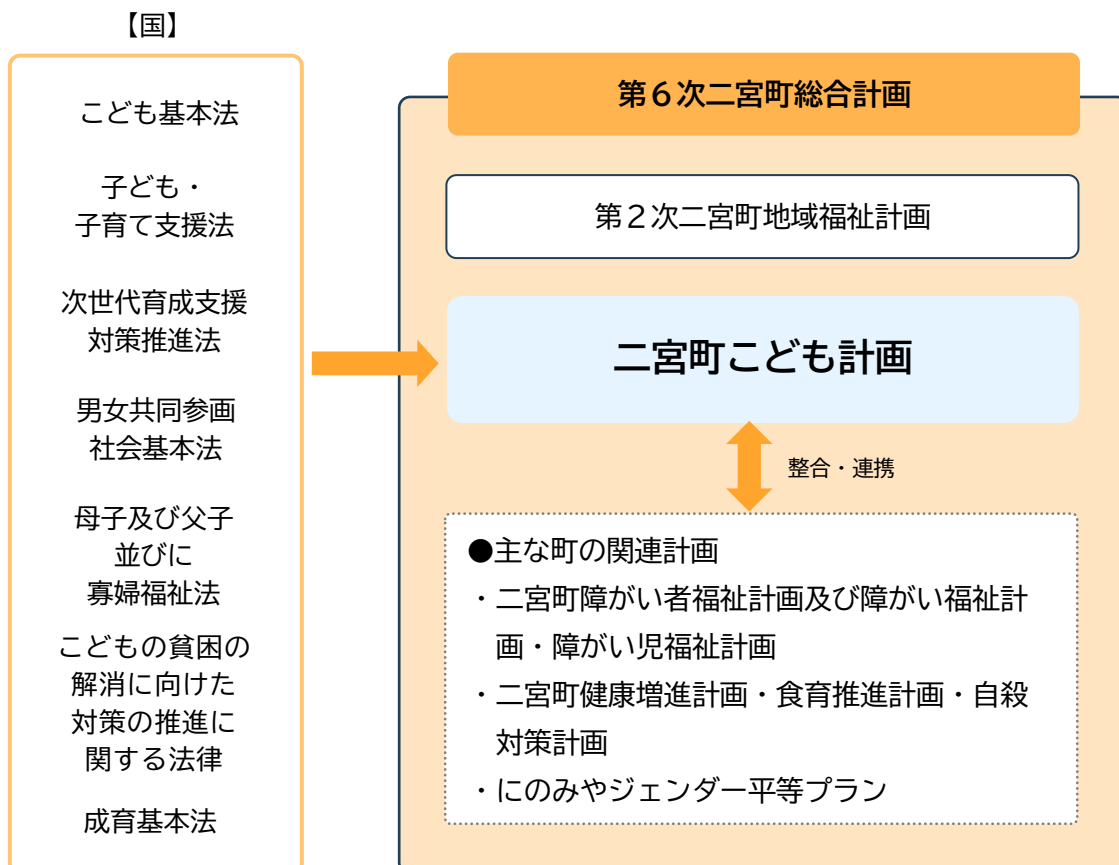
本計画は、こども基本法、子ども・子育て支援法、児童福祉法、子ども・若者育成支援推進法等を踏まえ、対象を0歳から40歳未満の子ども・若者とし、包括的な支援に努めます。

3 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として位置づけます。

また、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる社会の実現や、こども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域のこども・子育て支援の充実」を目指すものです。その他、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」や成育基本法第5条を踏まえた「母子保健計画」としても位置づけられるなど、本町のこども・子育て支援についての総合的な計画とするものです。

なお、本計画の策定にあたっては、上位計画である「二宮町総合計画」、「二宮町地域福祉計画」をはじめ、その他の関連計画などとの整合性を持つものとして定めています。



4 計画の期間

計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

計画期間

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期計画※	二宮町こども計画 (第3期二宮町子ども・子育て支援事業計画を含む)					次期計画
					計画策定	

※第2期二宮町子ども・子育て支援事業計画

5 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施

新たな支援事業計画を策定するにあたり、こども・子育て支援に関する生活実態や要望・意見などを把握するための基礎資料を得るための調査を、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者を対象に実施しました。

① 調査対象

未就学：町内の未就学のお子さんがある700世帯（未就学児全956人から抽出）

小学生：町内の小学生がいる300世帯（小学生全1,170人から抽出）

② 調査期間

令和5年（2023年）12月12日から令和5年（2023年）12月28日

③ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
未就学	700 通	383 通	54.7%
小学生	300 通	156 通	52.0%

(2) 子ども・子育て支援 及び若者ニーズに関する実態調査の実施

新たな「二宮町こども計画」を策定するにあたり、計画の対象となるこどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえるため、こどもや若者本人の意識や現状を把握するために実施しました。

① 調査対象

町内在住の小学校5年生202名

町内在住の中学校2年生219名

町内在住の16歳～29歳の住民1,000名（対象年齢住民全2,903人から抽出）

② 調査期間

令和6年（2024年）6月7日から令和6年（2024年）6月24日

③ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
小学生本人	202 通	99 通	49.0%
中学生本人	219 通	83 通	37.9%
若者	1,000 通	233 通	23.3%

(3) 子ども・子育て会議による審議

両アンケート調査を実施するにあたり、「二宮町子ども・子育て会議」において審議を行いました。

第2章

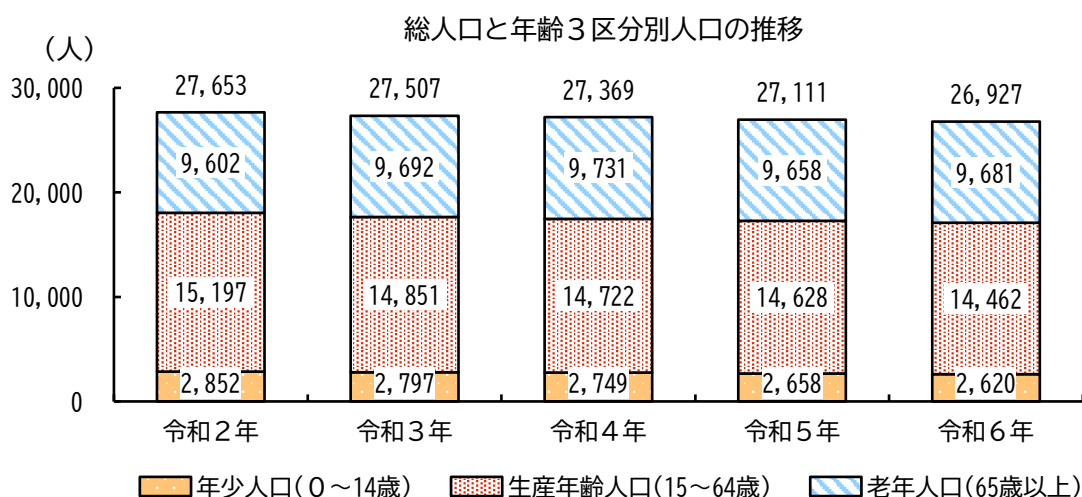
二宮町の現状

1 人口および世帯数

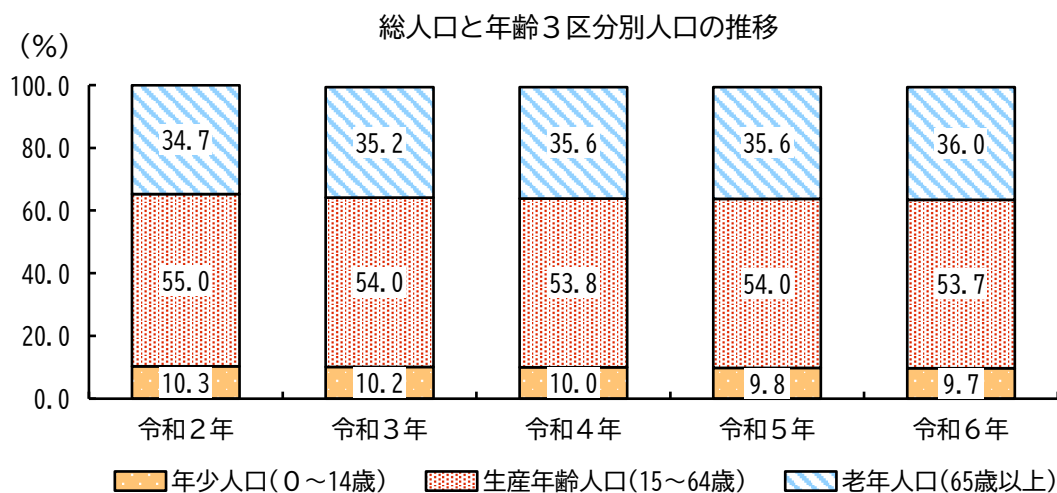
(1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

総人口は、令和2年（2020年）以降、年々減少しています。年少人口および生産年齢人口も同様に減少が続き、令和2年（2020年）以降の全体に占める生産年齢人口は60%を下回っており、令和6年（2024年）には53.7%となっています。

一方、老年人口は増加しており、令和6年（2024年）には36.0%となっています。



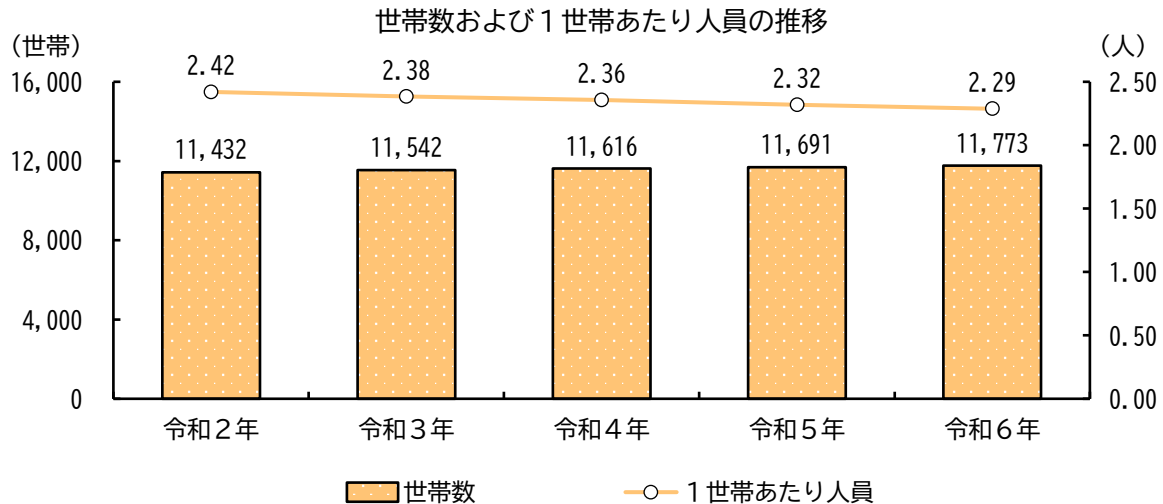
※総人口には年齢不詳が含まれているため年齢3区分別人口の計とは一致しません。
資料：神奈川県人口統計調査(各年1月1日現在)



資料：神奈川県人口統計調査(各年1月1日現在)

(2) 世帯数および1世帯あたり人員の推移

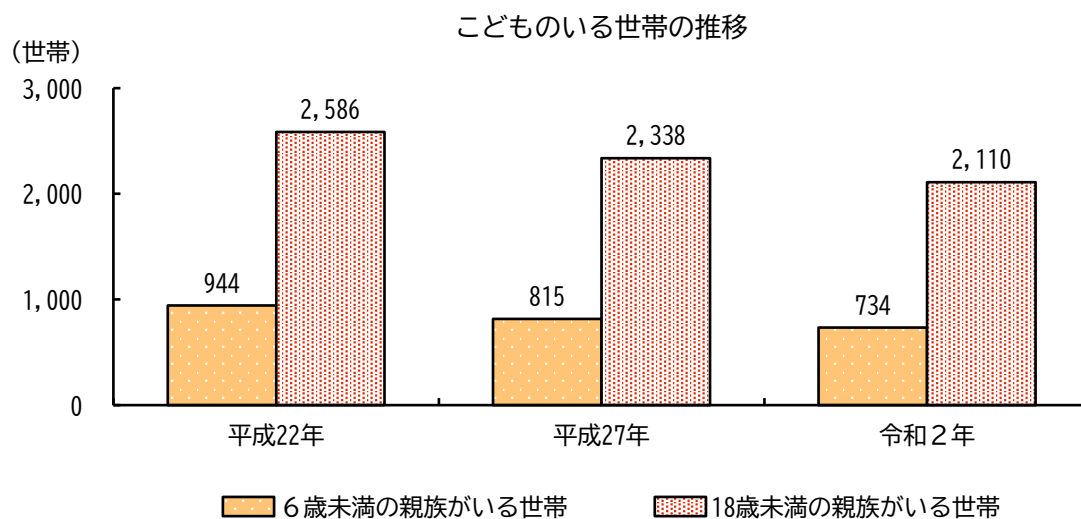
世帯数は令和2年（2020年）以降増加しており、令和6年（2024年）には11,773世帯となっています。一方、1世帯あたり人員は令和2年（2020年）以降減少が続いており、令和6年（2024年）には2.29人となっています。



資料：神奈川県人口統計調査(各年1月1日現在)

(3) こどものいる世帯の推移

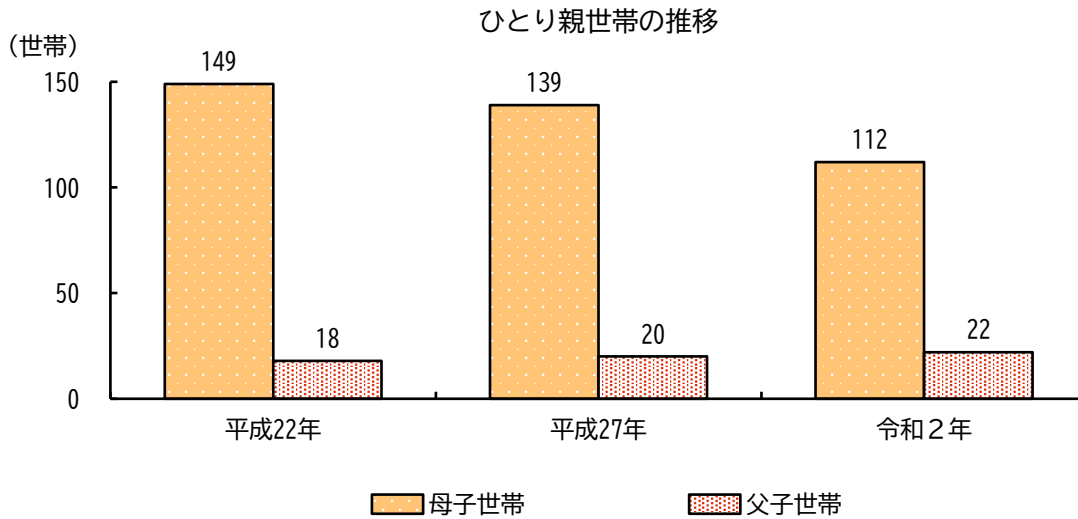
6歳未満の親族がいる世帯・18歳未満の親族がいる世帯ともに、平成22年（2010年）以降減少しています。



資料：国勢調査

(4) ひとり親世帯の推移

母子世帯は平成22年（2010年）以降減少し、令和2年（2020年）に112世帯となっています。父子世帯は平成22年（2010年）以降増加しており、令和2年（2020年）に22世帯となっています。



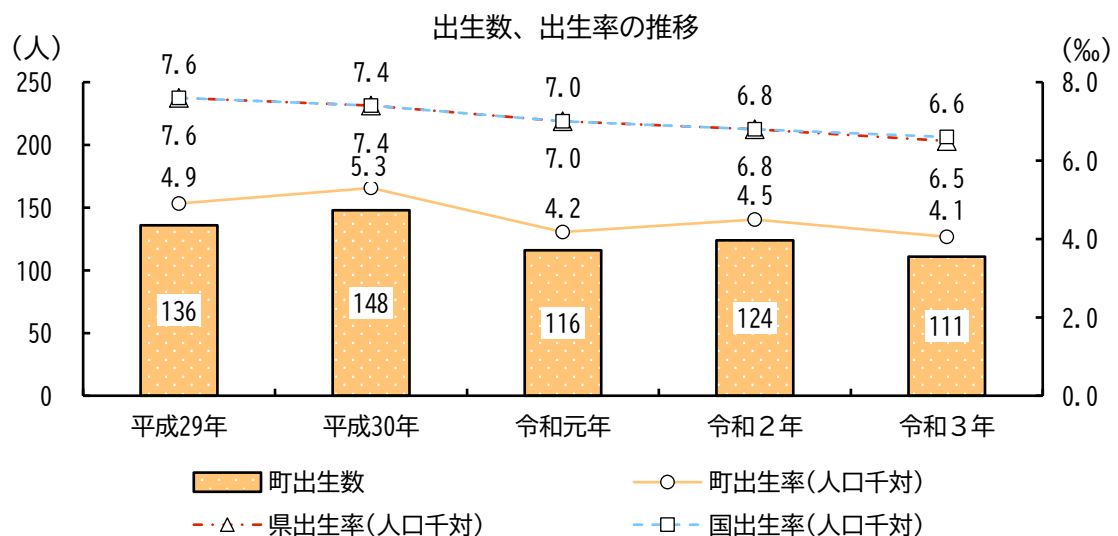
資料：国勢調査

2 出産・婚姻

(1) 出生数、出生率の推移

出生数は、令和2年(2020年)は前年から124人へ増加しましたが、令和3年(2021年)には111人と減少しています。同様に出生率も減少傾向にあり、令和3年(2021年)には4.1%(パーミル：人口千人あたりの出生率)となっています。

また、二宮町の出生率は、国や県の出生率を下回っています。



(2) 母親の平均出産年齢の推移

出生数が最も多い年齢は30～34歳となっています。

母親の平均出産年齢の推移

単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総数	148	116	124	111	103
15歳未満	-	-	-	-	-
15～19歳	1	3	1	1	-
20～24歳	4	6	12	8	4
25～29歳	29	25	21	16	23
30～34歳	56	41	51	45	34
35～39歳	39	35	31	33	34
40～44歳	19	6	8	8	8
45～49歳	-	-	-	-	-

資料：厚生労働省「人口動態調査」

(3) 未婚率の推移

未婚率は、経年比較をすると男女とも多くの年代で増加傾向にあります。

また、平成27年（2015年）から令和2年（2020年）にかけて、25～29歳で男女とも増加率が高く、男性では6.8ポイント、女性では5.4ポイント増加しています。

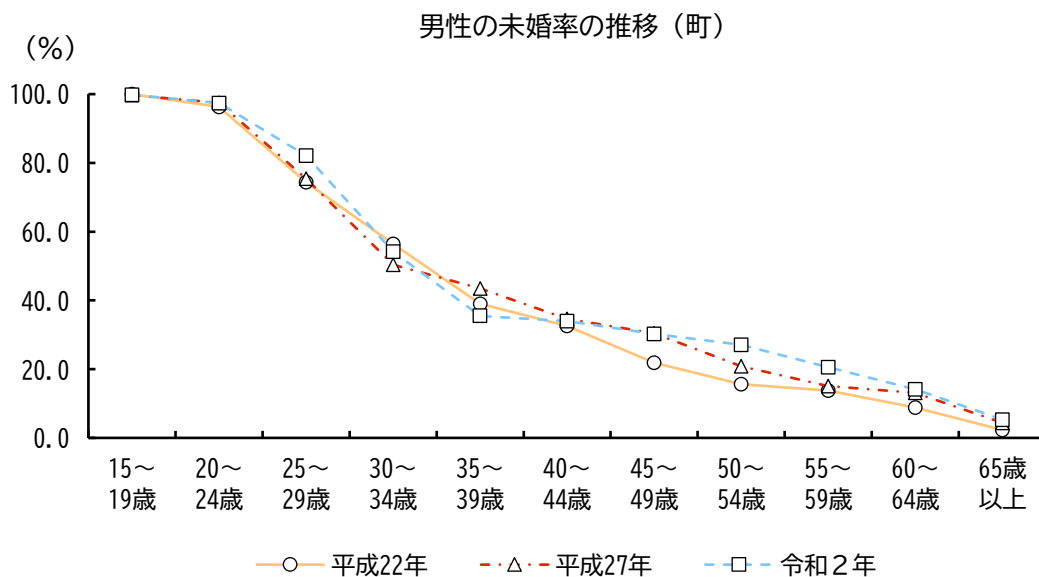
そして令和2年（2020年）の未婚率は国や県と比較しても高いことがわかります。

男性の未婚率の推移

単位：％

区分	町			県	国
	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 2 年	令和 2 年
15～19 歳	100.0	99.7	99.8	99.2	99.1
20～24 歳	96.3	97.5	97.4	89.1	88.5
25～29 歳	74.4	75.4	82.2	66.3	65.4
30～34 歳	56.4	50.4	54.2	43.9	43.7
35～39 歳	39.0	43.5	35.5	32.1	32.4
40～44 歳	32.6	34.6	34.0	27.2	27.6
45～49 歳	21.9	30.4	30.2	26.3	25.8
50～54 歳	15.6	20.8	27.1	23.2	23.0
55～59 歳	13.8	15.1	20.6	19.3	18.8
60～64 歳	8.8	13.1	14.1	15.4	14.9
65 歳以上	2.3	4.4	5.3	7.2	6.6

資料：国勢調査



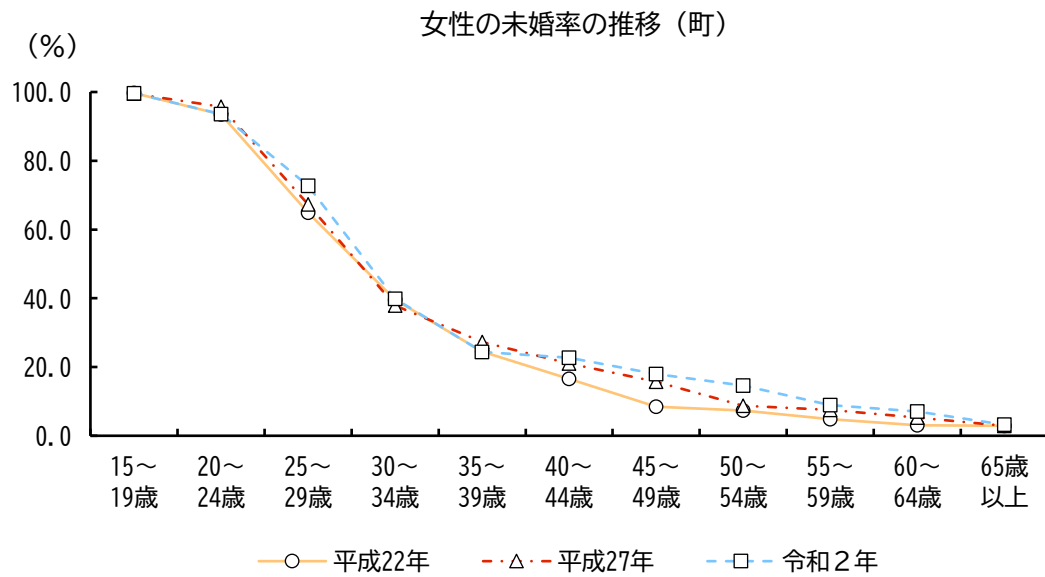
資料：国勢調査

女性の未婚率の推移

単位：％

区分	町			県	国
	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 2 年	令和 2 年
15～19 歳	99.7	99.5	99.7	99.2	99.1
20～24 歳	93.5	95.7	93.6	88.5	87.1
25～29 歳	64.9	67.3	72.7	60.6	58.2
30～34 歳	39.6	37.9	39.9	33.9	33.6
35～39 歳	24.5	27.3	24.3	22.3	22.8
40～44 歳	16.6	21.0	22.7	18.0	18.8
45～49 歳	8.5	15.7	18.0	16.4	17.0
50～54 歳	7.3	8.7	14.6	13.8	14.7
55～59 歳	4.8	7.5	8.9	10.7	11.0
60～64 歳	3.1	5.3	7.1	7.9	7.7
65 歳以上	2.9	2.9	3.2	4.4	4.3

資料：国勢調査



資料：国勢調査

(4) 婚姻数、離婚数の推移

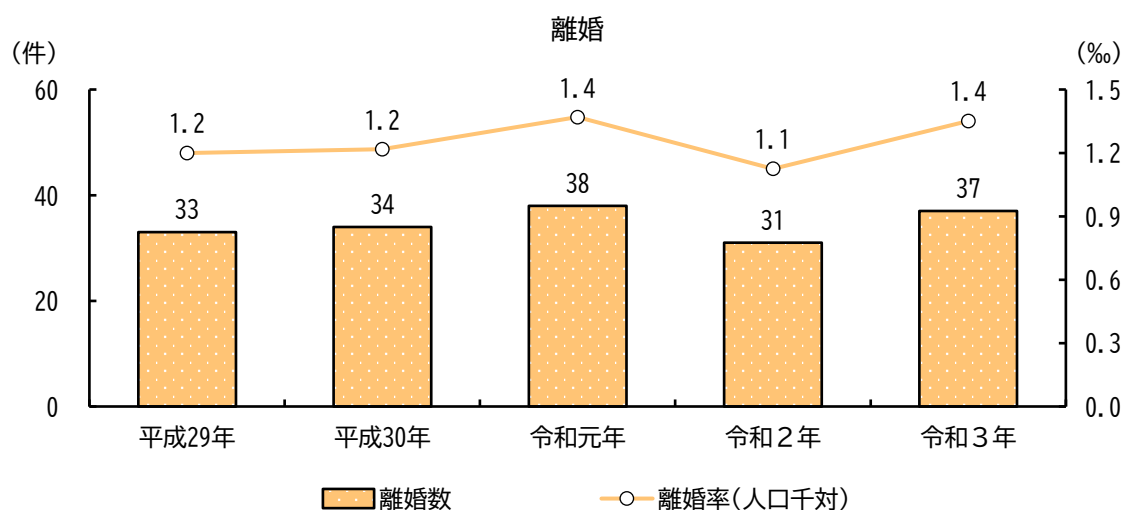
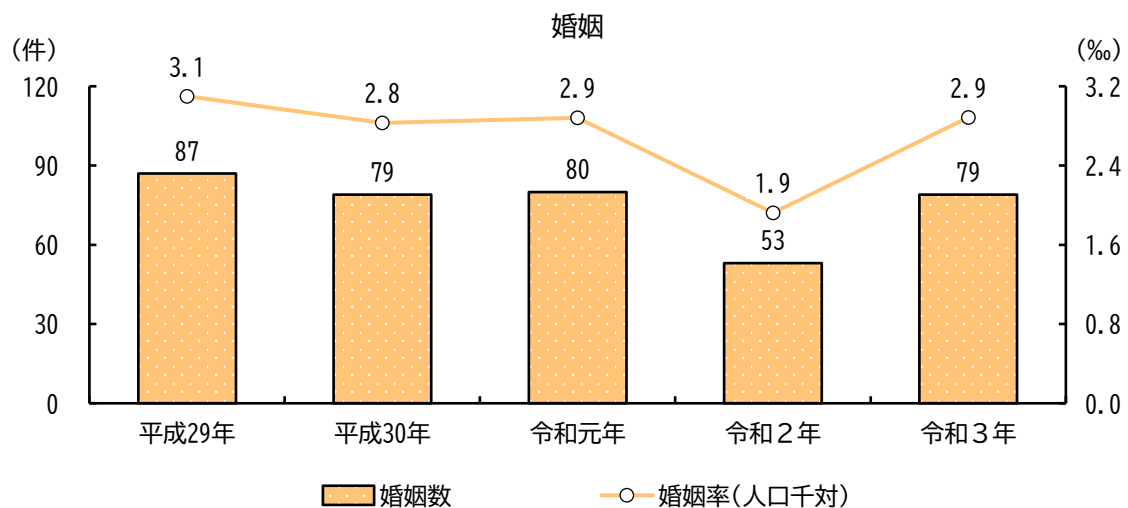
婚姻数、離婚数ともに、増減を繰り返しながら推移しています。

令和3年（2021年）には婚姻数79件、婚姻率2.9‰（パーミル：人口千人あたりの率）、離婚数37件、離婚率1.4‰となっています。

婚姻数、離婚数の推移

単位：件・‰

区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
婚姻数	87	79	80	53	79
婚姻率(人口千対)	3.1	2.8	2.9	1.9	2.9
離婚数	33	34	38	31	37
離婚率(人口千対)	1.2	1.2	1.4	1.1	1.4



資料：神奈川県衛生統計年報

3 就労の状況

(1) 15歳以上居住者の従業・就業状況

二宮町内に在住している町民の就業・通学地をみると、就業者は12,349人となっています。そのうち、町内で就業している人は3,426人、町外で就業している人は8,643人となっており、県内での就業先は平塚市、小田原市、横浜市、川崎市でそれぞれ1,000人を超えています。また、県外で最も多いのが東京都の1,216人となっています。

15歳以上居住者の従業・就業状況

単位：人

区分	計	就労者	通学者
全体	13,518	12,349	1,169
町内で従業・通学	3,633	3,426	207
自宅	1,061	1,061	-
自宅外	2,572	2,365	207
町外で従業・通学	9,560	8,643	917
県内	7,946	7,259	687
平塚市	1,522	1,414	108
小田原市	1,517	1,395	122
横浜市	1,158	1,024	134
秦野市	553	535	18
藤沢市	574	484	90
大磯町	468	440	28
中井町	432	432	-
茅ヶ崎市	309	261	48
川崎市	1,158	1,024	17
厚木市	214	197	12
その他	41	53	110
県外	1,614	1,384	230
東京都	1,403	1,216	187
静岡県	103	78	25
その他	108	90	18

資料：令和2年国勢調査

(2) 女性の労働力率の推移

令和2年（2020年）の女性の労働力率は、40～44歳、85歳以上を除くすべての年代で平成27年（2015年）と比べて増加しています。しかし、出産時に仕事を辞めて子育てに専念するため一時的に労働力率が下がる、いわゆる「M字カーブ」がまだみられます。

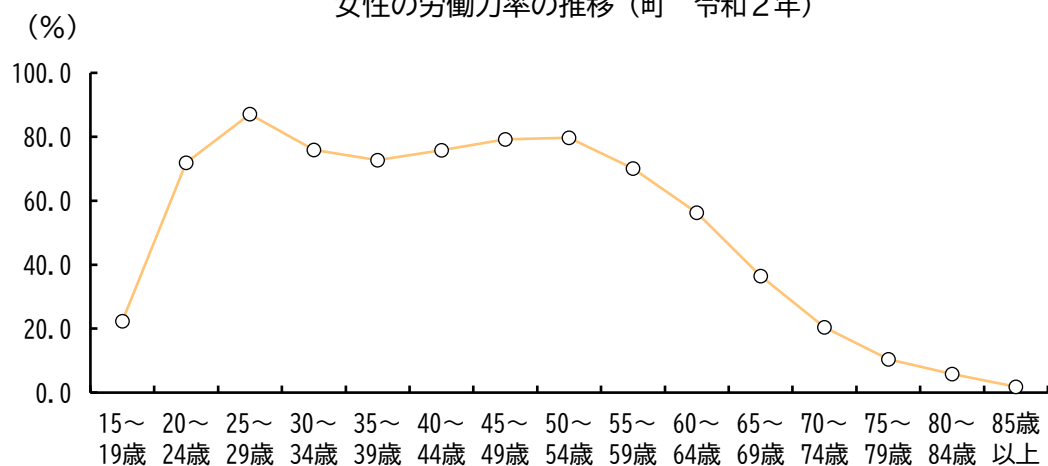
※労働力率：生産年齢人口に占める労働力人口の比率。

女性の労働力率の推移

単位：％

区分	町			県	国
	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 2 年	令和 2 年
15～19 歳	13.4	17.8	22.3	20.7	16.8
20～24 歳	68.1	65.9	71.9	73.7	74.2
25～29 歳	78.8	80.1	87.1	87.2	86.6
30～34 歳	69.3	72.8	75.9	77.2	79.1
35～39 歳	65.1	68.3	72.7	73.5	78.1
40～44 歳	66.8	76.3	75.8	76.0	80.8
45～49 歳	72.4	75.4	79.2	78.2	82.0
50～54 歳	64.5	72.5	79.7	76.9	80.2
55～59 歳	56.0	60.6	70.1	71.9	75.3
60～64 歳	38.5	43.6	56.3	59.1	62.2
65～69 歳	22.5	26.4	36.4	38.3	41.3
70～74 歳	13.9	13.3	20.4	24.3	26.9
75～79 歳	8.2	8.7	10.4	13.4	14.9
80～84 歳	4.7	4.3	5.8	6.9	7.8
85 歳以上	2.0	3.0	1.8	2.8	2.9

女性の労働力率の推移（町 令和2年）



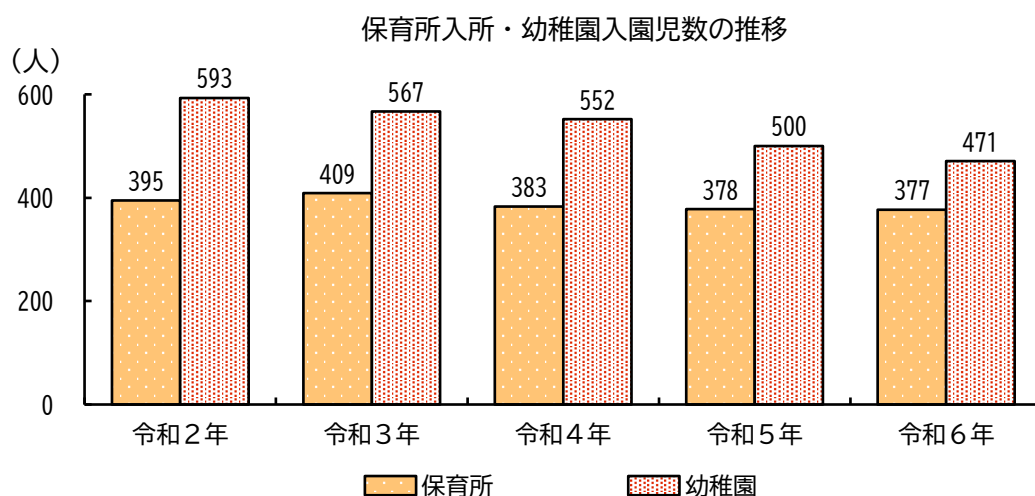
資料：国勢調査

4 教育・保育施設等の状況

(1) 保育所入所・幼稚園入園児数の推移

二宮町では、保育所5か所（私立4か所・町立1か所）、幼稚園5か所（すべて私立）で、受け入れを行っています。

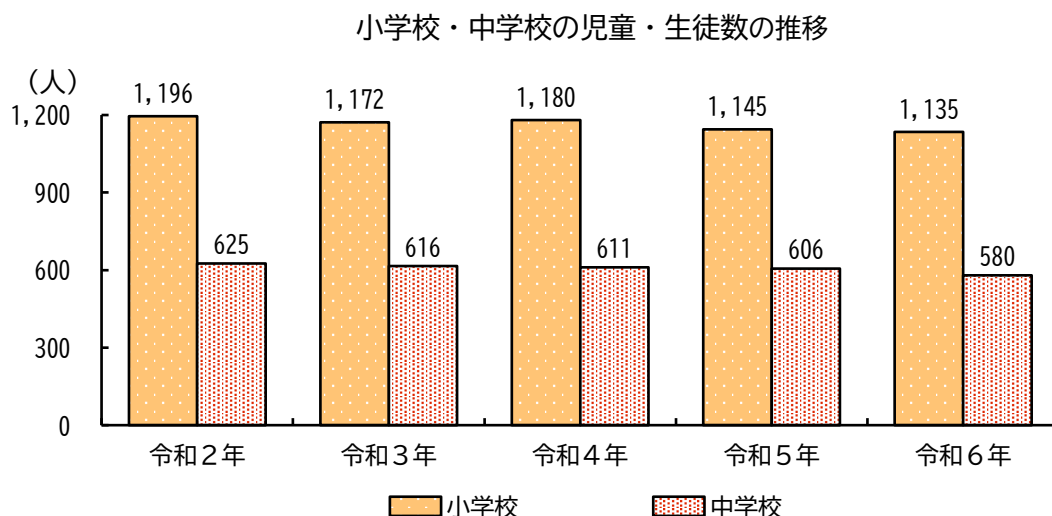
令和2年（2020年）以降、保育所の入所児数は減少し令和6年（2024年）に377人となっています。幼稚園の入園児数も減少しており、令和6年（2024年）には471人となっています。



資料：こども支援課（保育所各年4月1日、幼稚園各年5月1日）

(2) 小学校・中学校の児童・生徒数の推移

小学校・中学校の児童・生徒数は減少が続いています。令和6年（2024年）には、小学校児童数が1,135人、中学校生徒数が580人となっています。



資料：学校基本調査（各年5月1日）

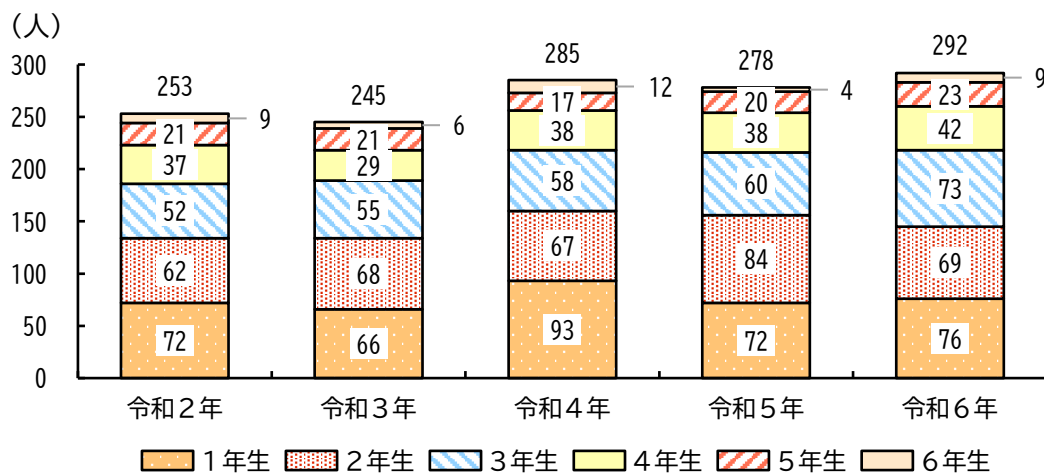
(3) 学童保育在籍児童数の推移

二宮町では、学童保育を4か所（公設3か所・民設1か所）開設しており、在籍児童数は各学年、年度によって増減していますが、合計人数は増加傾向にあります。

学童保育在籍児童数の推移

単位：人

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1年生	72	66	93	72	76
2年生	62	68	67	84	69
3年生	52	55	58	60	73
4年生	37	29	38	38	42
5年生	21	21	17	20	23
6年生	9	6	12	4	9
合計	253	245	285	278	292



資料：こども支援課（各年5月1日正会員のみ）

学童保育校区别低学年児童在籍率

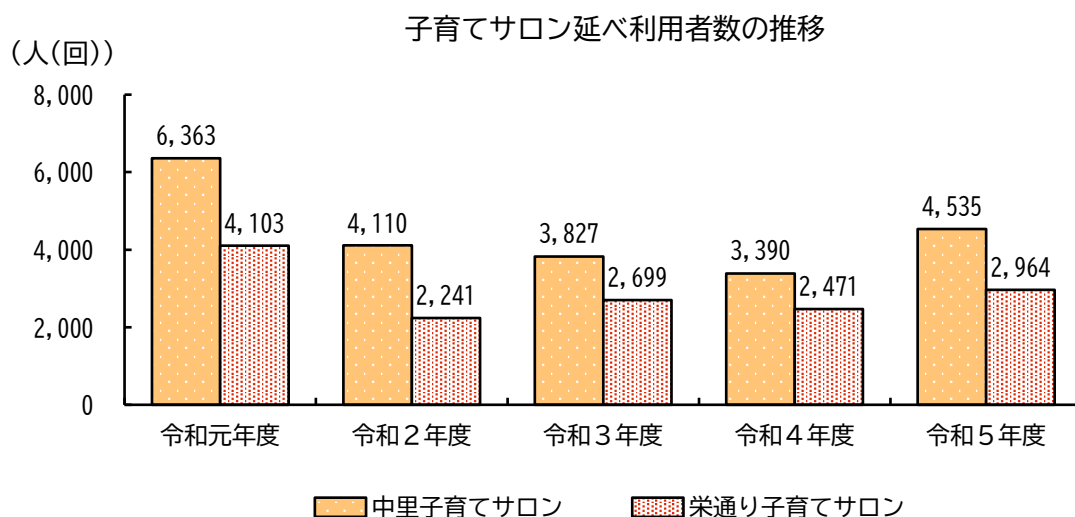
単位：人・%

対象小学校区	低学年児童数 (1～3年生)	在籍児童数	低学年児童在籍率
二宮小学校	341	127	37.2
一色小学校	81	34	42.0
山西小学校	134	57	42.5
合計	556	218	39.2

資料：こども支援課（令和6年5月1日現在正会員のみ）

(4) 子育てサロン延べ利用者数の推移

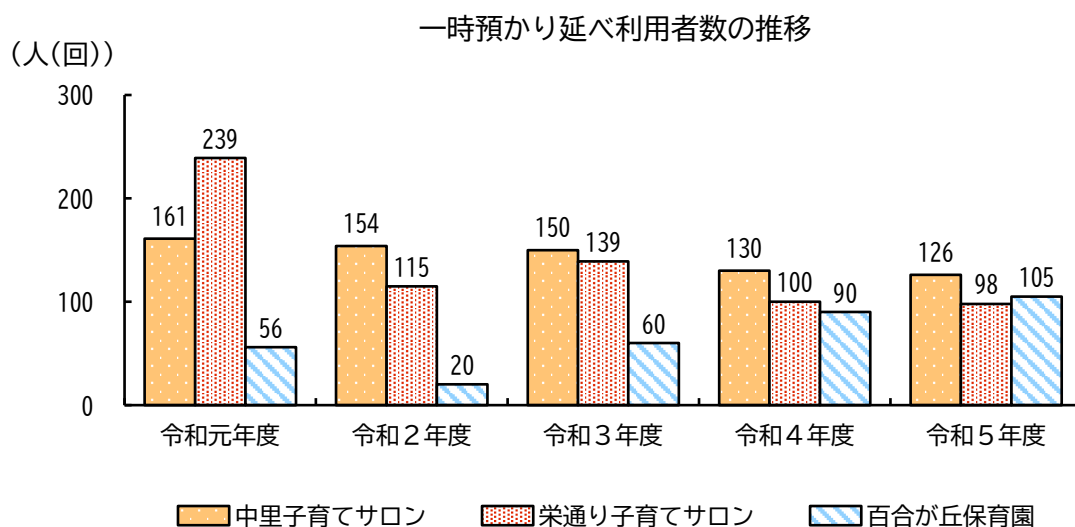
子育てサロンの延べ利用者数は、中里子育てサロンで令和元年度（2019年度）以降減少していましたが、令和5年度（2023年度）に増加し4,535人（回）の利用がありました。栄通り子育てサロンは令和元年度（2019年度）の4,103人（回）から減少・増加を繰り返し、令和5年度（2023年度）は2,964人（回）となっています。



資料：こども支援課

(5) 一時預かり延べ利用者数の推移

一時預かりの延べ利用者数は、中里子育てサロン、栄通り子育てサロンともに令和元年度（2019年度）より減少傾向にあります。百合が丘保育園は増加傾向にあります。

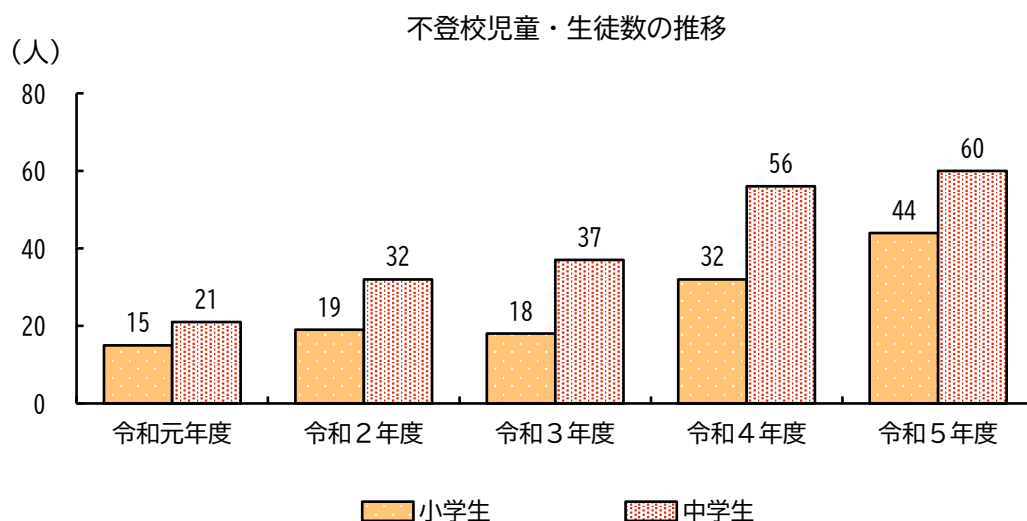


資料：こども支援課

5 こどもの状況

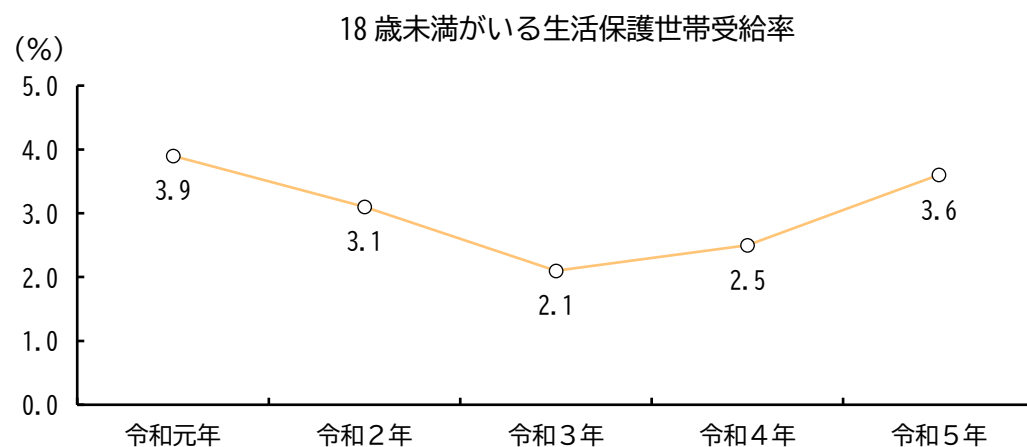
(1) 不登校児童・生徒数の推移

二宮町の不登校児童・生徒数は増加しており、令和5年度（2023年度）で小学生が44人、中学生は60人となっています。



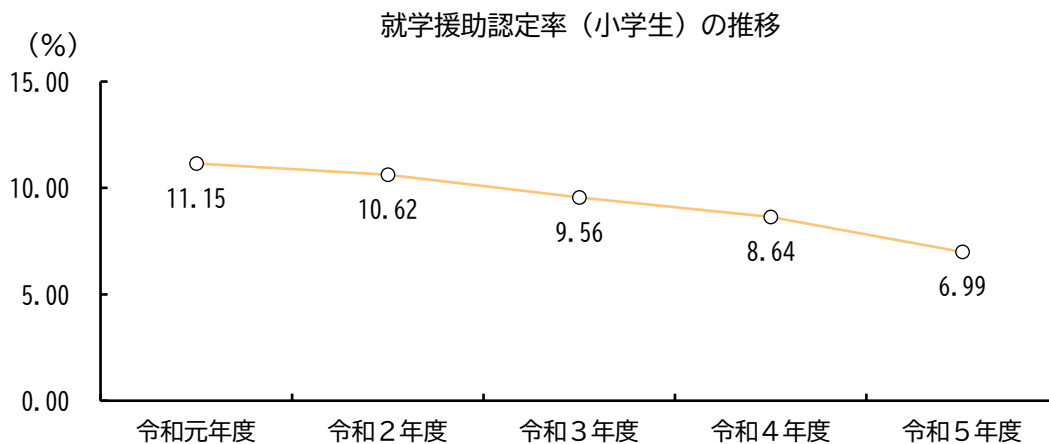
(2) 18歳未満がいる生活保護世帯受給率

二宮町の18歳未満がいる生活保護世帯受給率は令和3年（2021年）以降増加しており、令和5年（2023年）で受給率は、3.6%となっています。



(3) 就学援助認定率（小学生）の推移

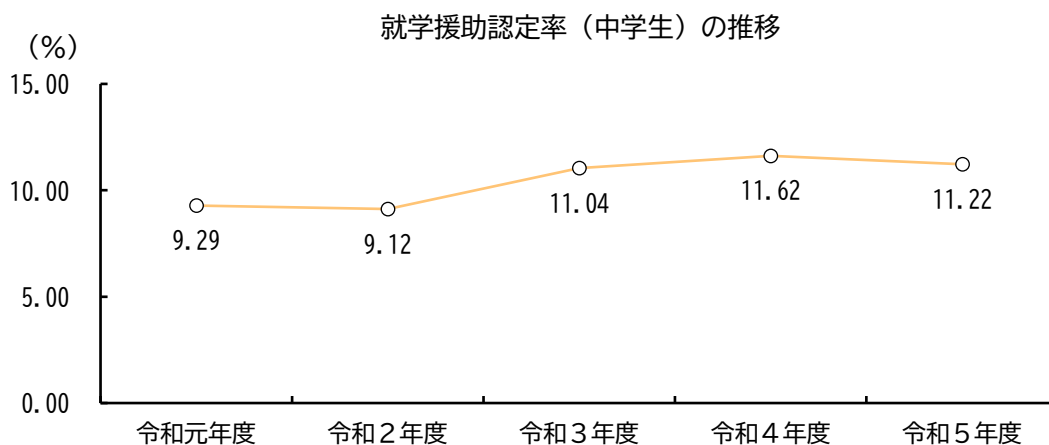
二宮町の小学生における就学援助認定率は減少しており、令和5年度（2023年度）で認定率は6.99%となっています。



資料：教育総務課

(4) 就学援助認定率（中学生）の推移

二宮町の中学生における就学援助認定率は増加傾向で推移しており、令和5年度（2023年度）で認定率は11.22%となっています。



資料：教育総務課

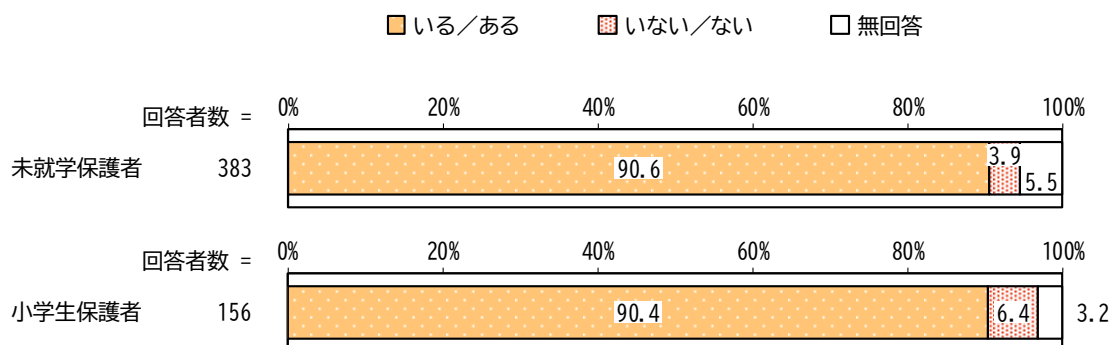
6 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

(1) こどもの育ちをめぐる環境について

① 子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人・場所の有無

未就学保護者では、「いる／ある」の割合が90.6%、「いない／ない」の割合が3.9%となっています。

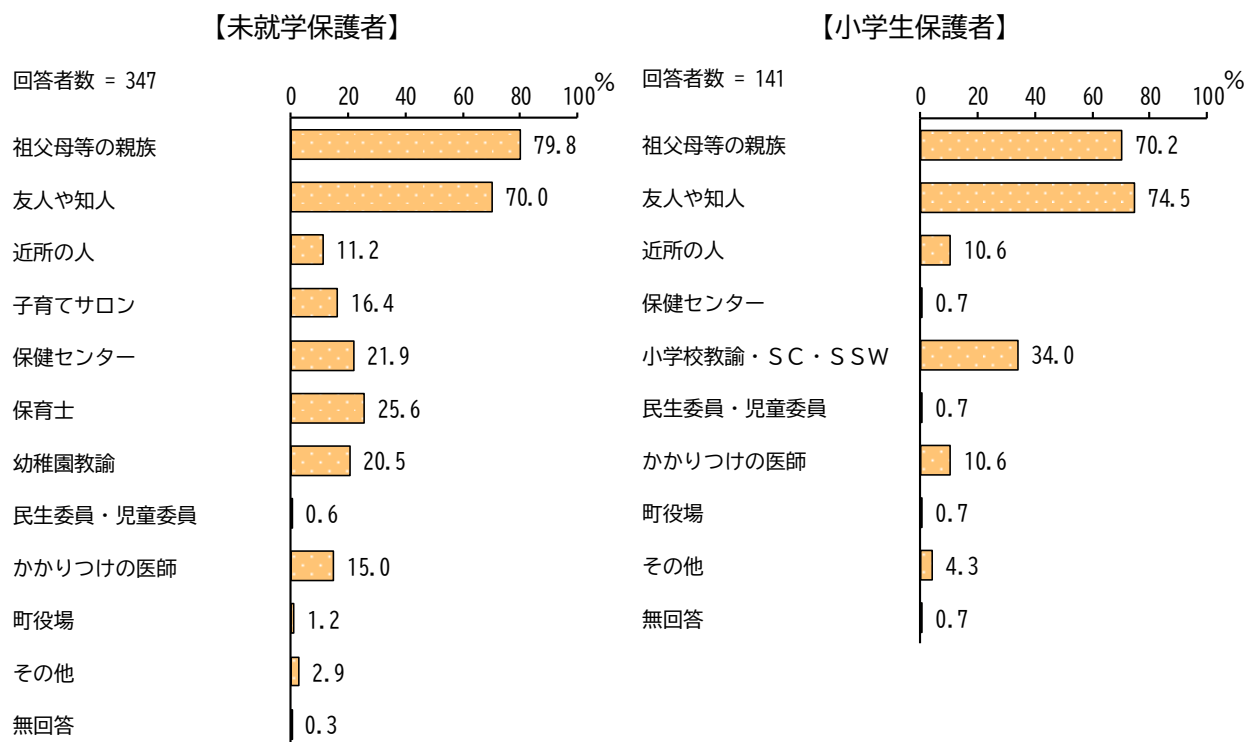
小学生保護者では、「いる／ある」の割合が90.4%、「いない／ない」の割合が6.4%となっています。



② 子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先

未就学保護者では、「祖父母等の親族」の割合が79.8%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が70.0%、「保育士」の割合が25.6%となっています。

小学生保護者では、「友人や知人」の割合が74.5%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が70.2%、「小学校教諭・SC・SSW」の割合が34.0%となっています。

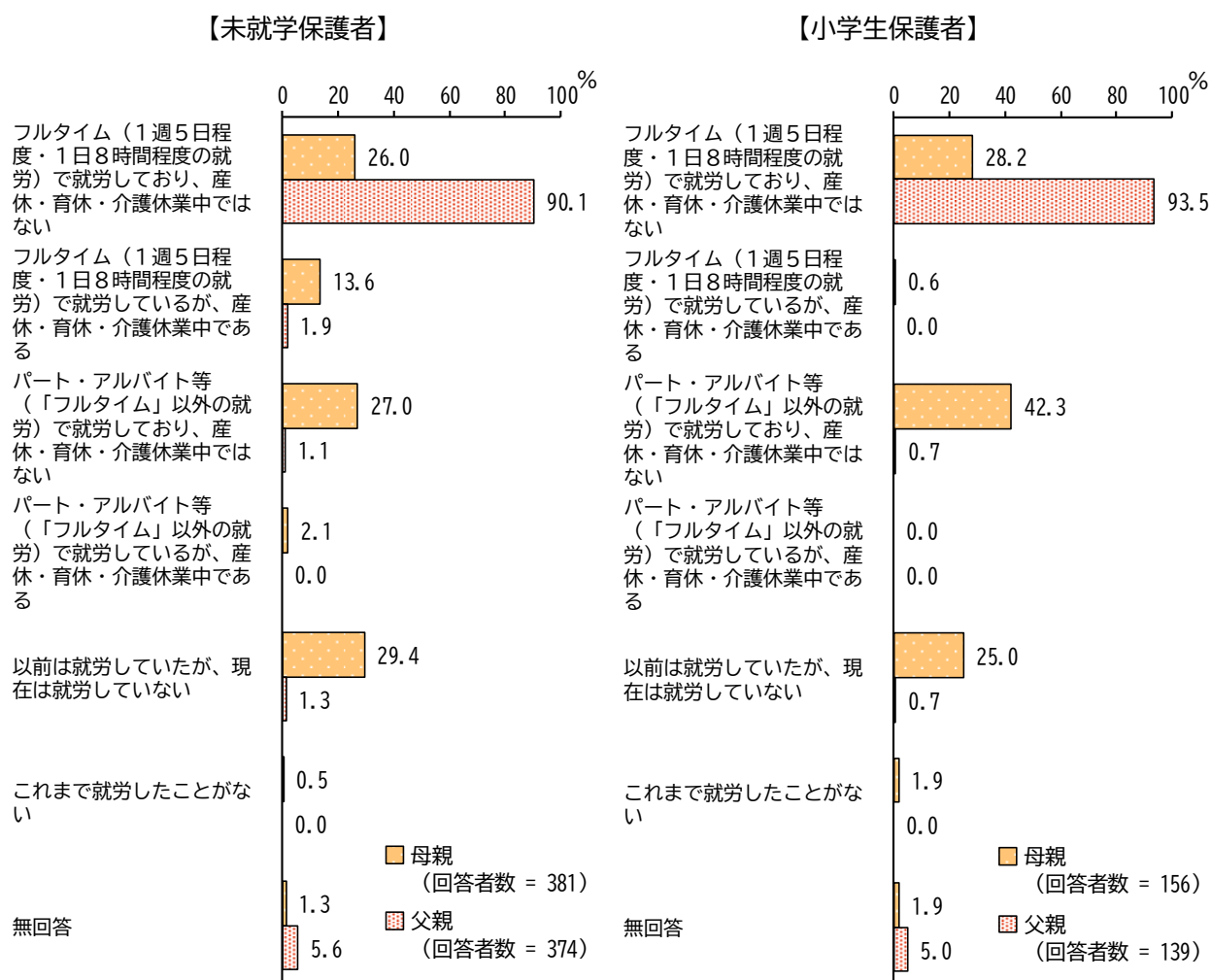


(2) 保護者の就労状況について

① 母親の就労状況

未就学保護者では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が29.4%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が27.0%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が26.0%となっています。

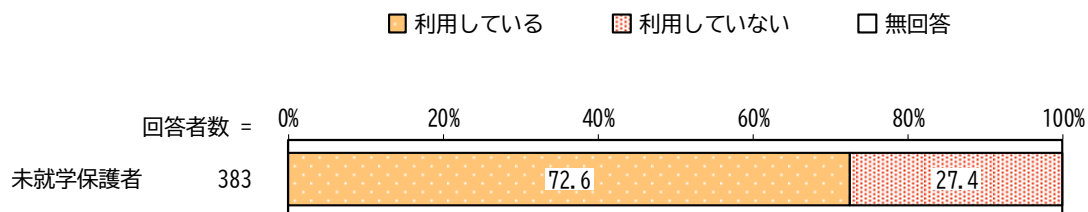
小学生保護者では、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が42.3%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が28.2%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が25.0%となっています。



(3) 平日の「定期的」な教育・保育事業の利用状況について 【未就学保護者】

① 「定期的な教育・保育事業」の利用状況

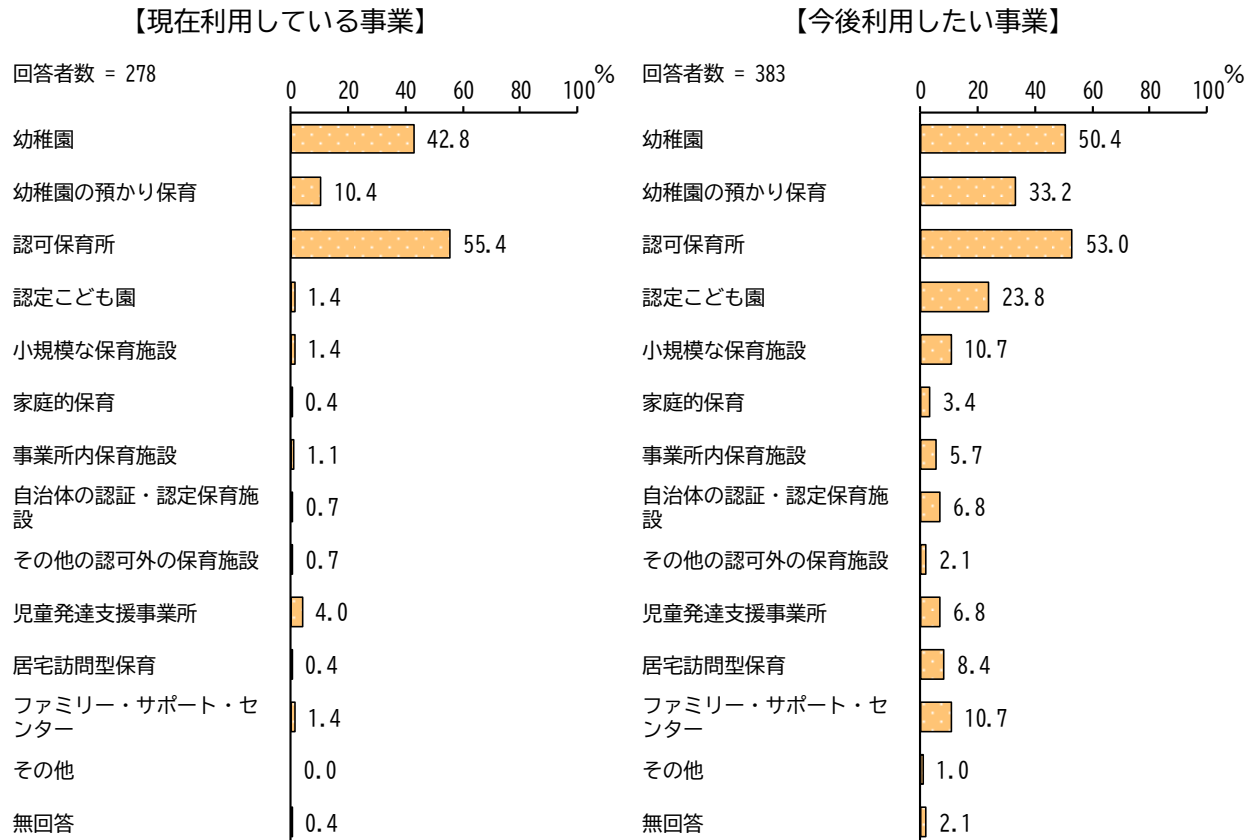
「利用している」の割合が72.6%、「利用していない」の割合が27.4%となっています。



② 現在利用している事業・今後利用したいと考える事業

現在利用している事業では、「認可保育所」の割合が55.4%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が42.8%、「幼稚園の預かり保育」の割合が10.4%となっています。

今後利用したい事業では、「認可保育所」の割合が53.0%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が50.4%、「幼稚園の預かり保育」の割合が33.2%となっています。

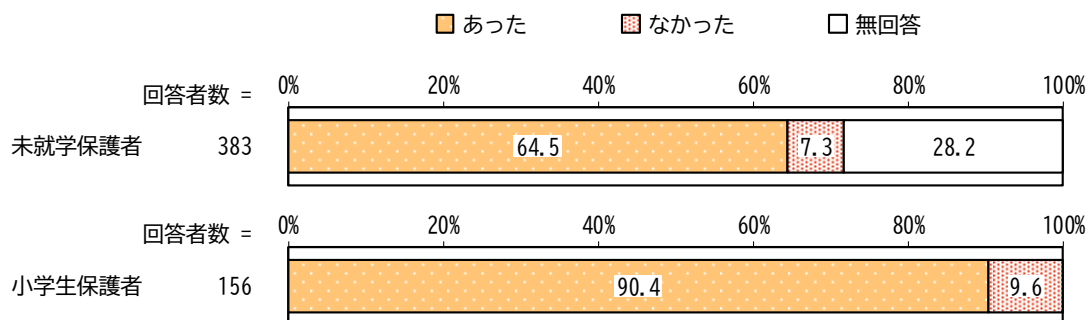


(4) 病気の際の対応について

① こどもが病気やけがで通常の事業が利用できなかった・小学校を休まなければならなかったことの有無

未就学保護者では、「あった」の割合が64.5%、「なかった」の割合が7.3%となっています。

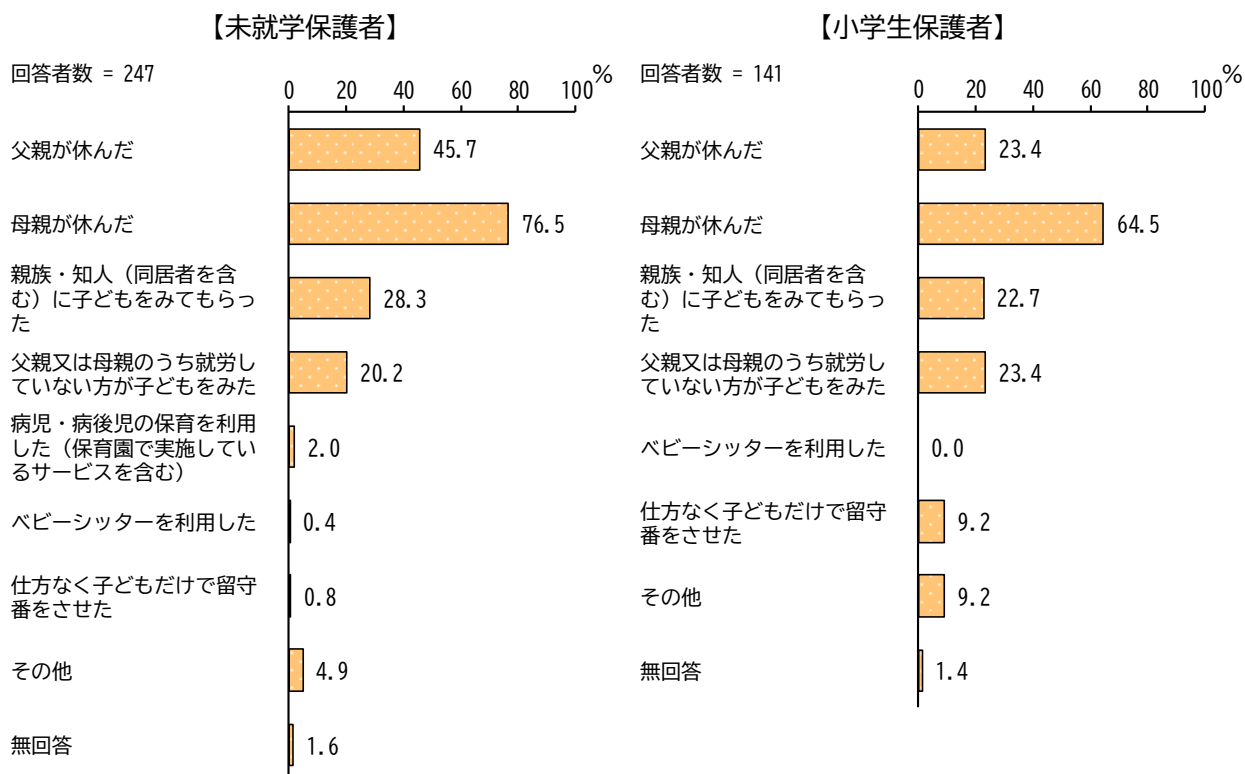
小学生保護者では、「あった」の割合が90.4%、「なかった」の割合が9.6%となっています。



② こどもが病気やけがで通常の事業が利用できなかった・小学校を休まなければならなかった場合に行った対処方法

未就学保護者では、「母親が休んだ」の割合が76.5%と最も高く、次いで「父親が休んだ」の割合が45.7%、「親族・知人（同居者を含む）に子どもをみてもらった」の割合が28.3%となっています。

小学生保護者では、「母親が休んだ」の割合が64.5%と最も高く、次いで「父親が休んだ」、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が23.4%となっています。

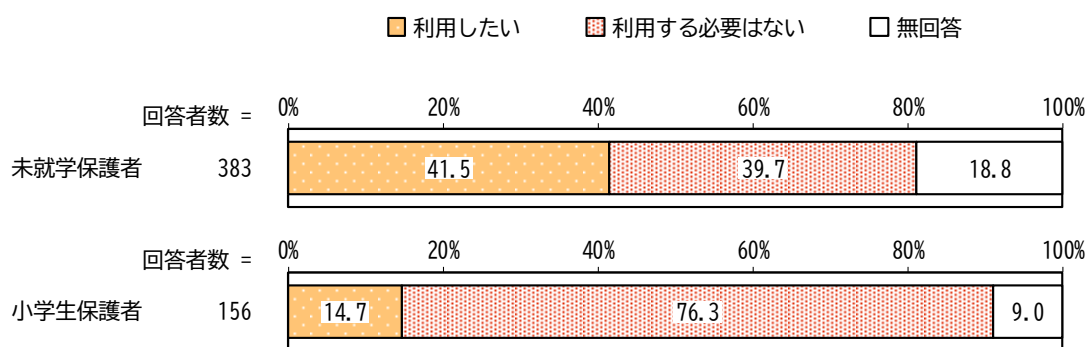


(5) 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

① 不定期の教育・保育事業等の利用希望

未就学保護者では、「利用したい」の割合が41.5%、「利用する必要はない」の割合が39.7%となっています。

小学生保護者では、「利用したい」の割合が14.7%、「利用する必要はない」の割合が76.3%となっています。



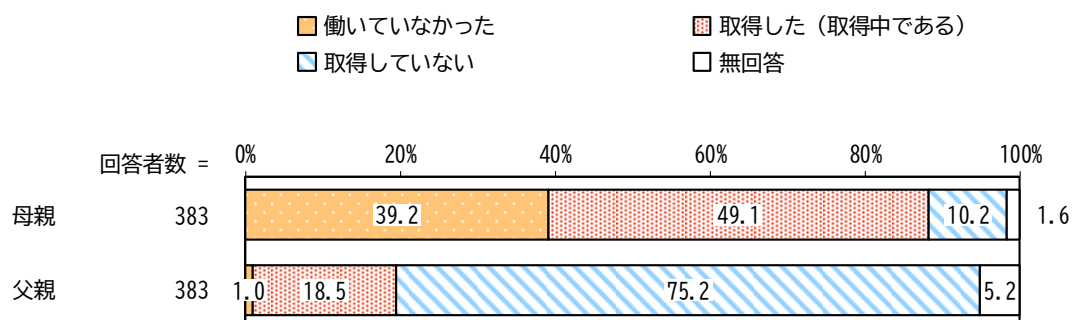
(6) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について 【未就学保護者】

① こどもが生まれたときの育児休業の取得状況

母親では、「取得した（取得中である）」の割合が49.1%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が39.2%、「取得していない」の割合が10.2%となっています。

父親では、「取得していない」の割合が75.2%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が18.5%となっています。

比較すると、「母親」で「働いていなかった」、「取得した（取得中である）」の割合が高くなっています。一方、「父親」で「取得していない」の割合が高くなっています。

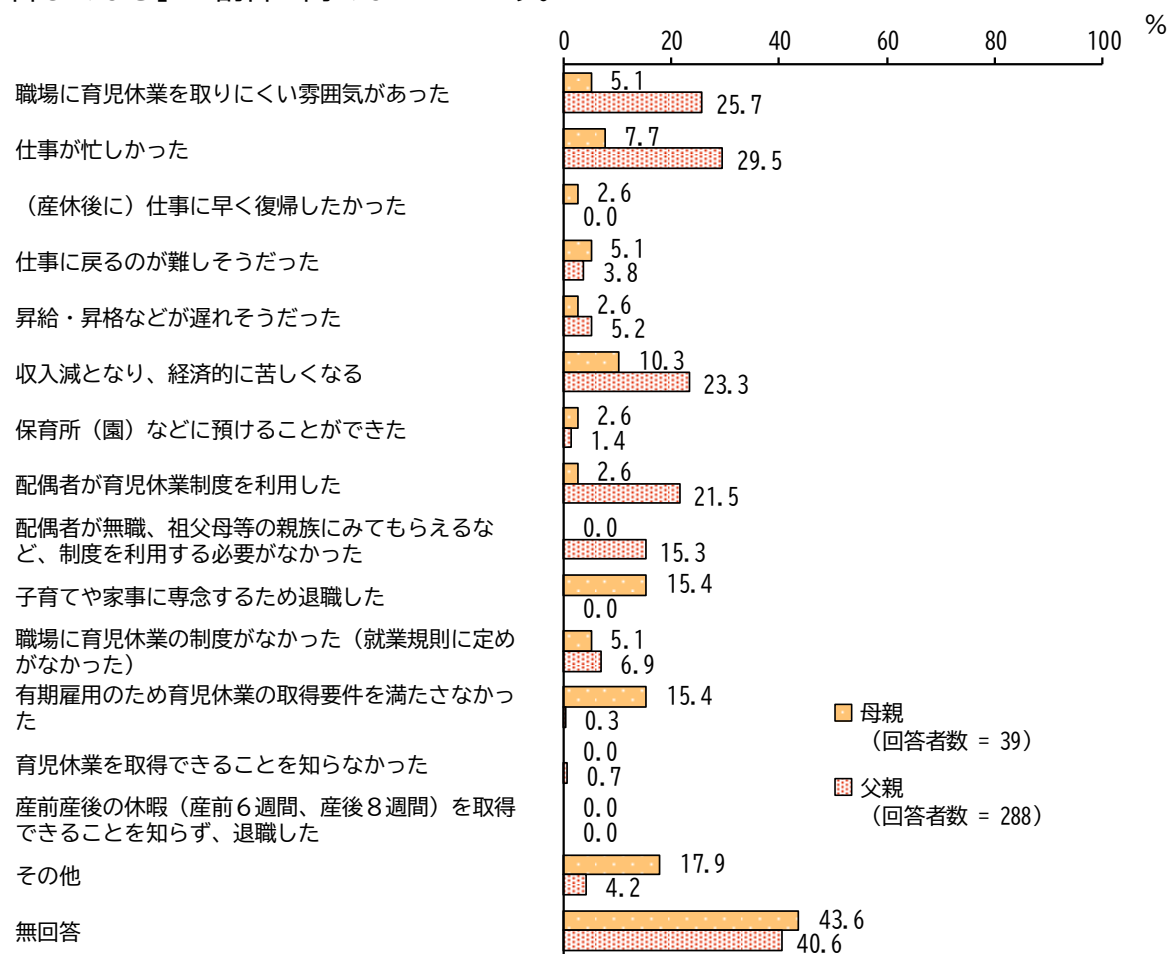


② 育児休業を取得していない理由

母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」の割合が15.4%と最も高く、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が10.3%となっています。

父親では、「仕事が忙しかった」の割合が29.5%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が25.7%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が23.3%となっています。

比較すると、「母親」で「子育てや家事に専念するため退職した」、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」の割合が高くなっています。一方、「父親」で「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が高くなっています。

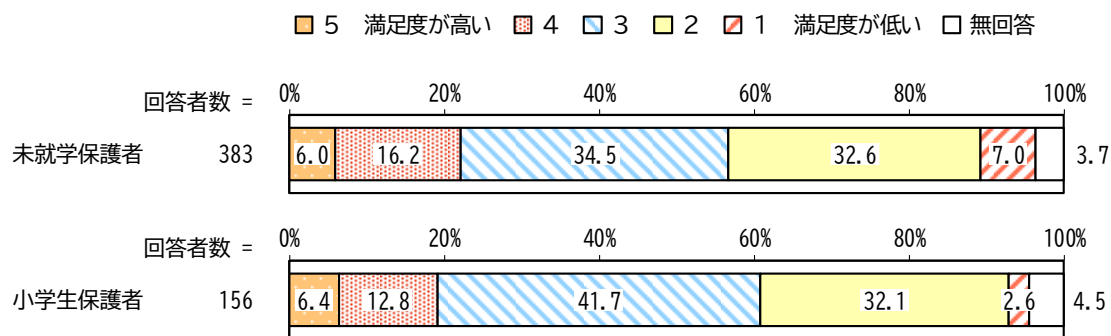


(7) 子育て全般について

① 二宮町における子育ての環境や支援への満足度

未就学保護者では、「3」の割合が34.5%と最も高く、次いで「2」の割合が32.6%、「4」の割合が16.2%となっています。

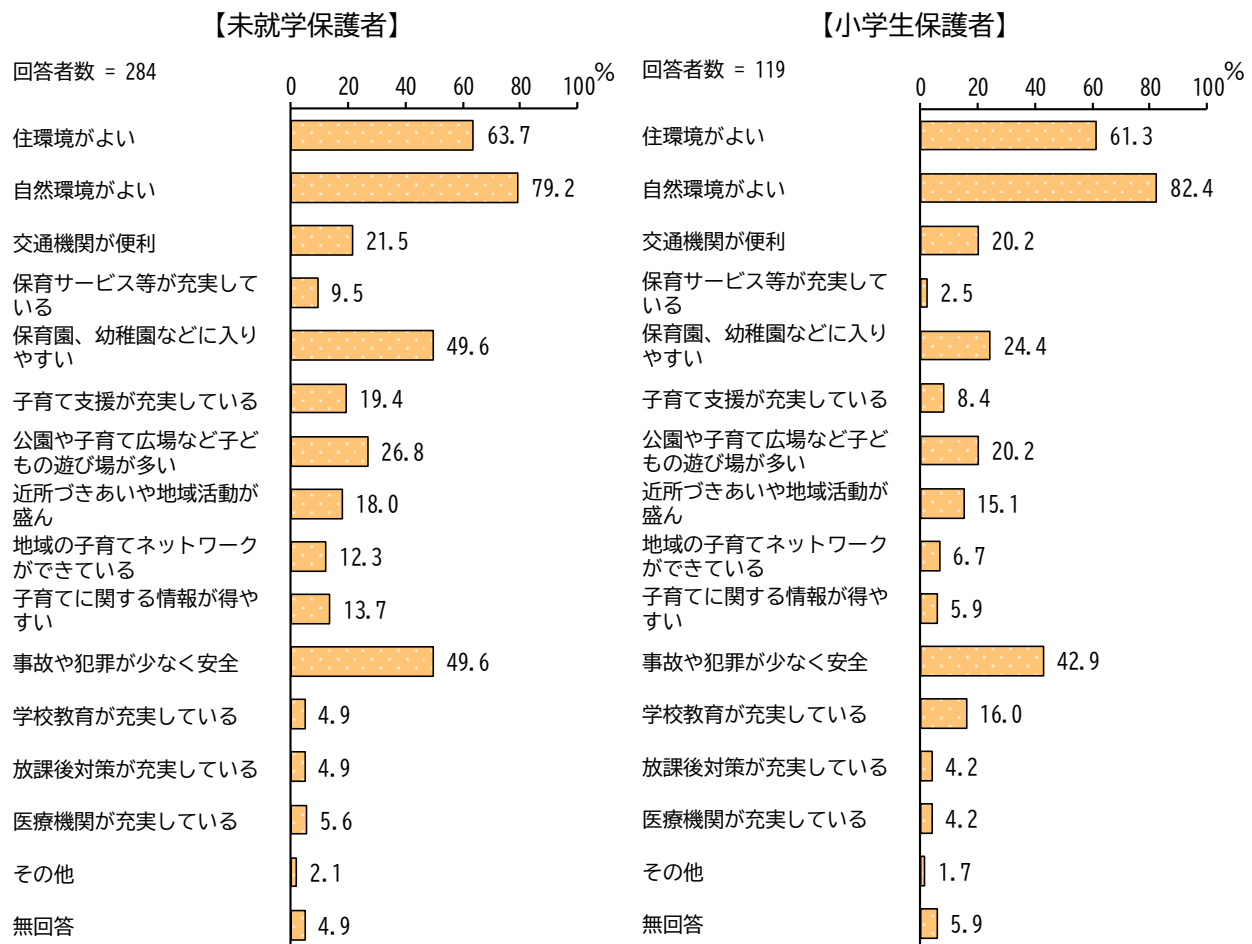
小学生保護者では、「3」の割合が41.7%と最も高く、次いで「2」の割合が32.1%、「4」の割合が12.8%となっています。



② 子育ての環境や支援に満足な理由

未就学保護者では、「自然環境がよい」の割合が79.2%と最も高く、次いで「住環境がよい」の割合が63.7%、「保育園、幼稚園などに入りやすい」、「事故や犯罪が少なく安全」の割合が49.6%となっています。

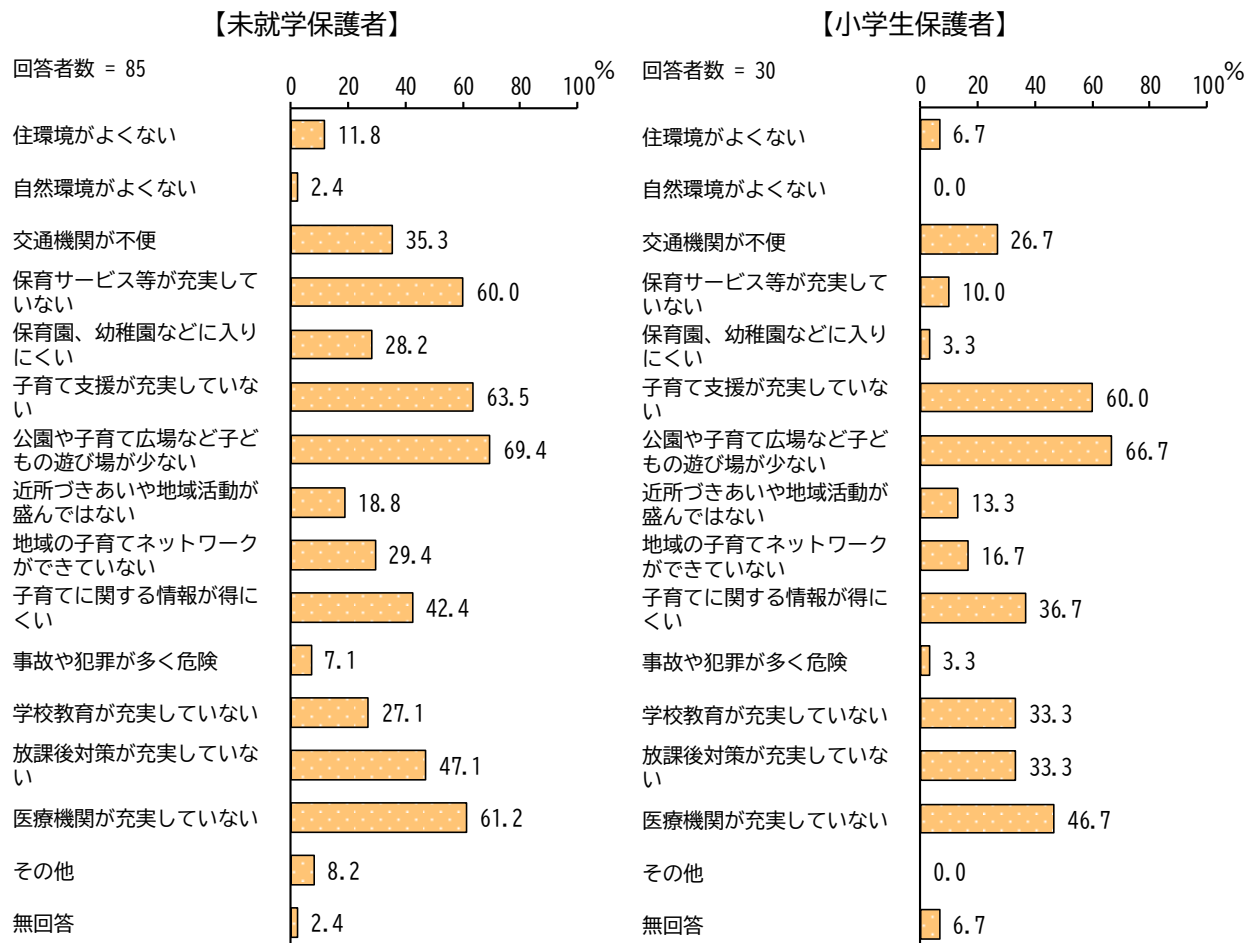
小学生保護者では、「自然環境がよい」の割合が82.4%と最も高く、次いで「住環境がよい」の割合が61.3%、「事故や犯罪が少なく安全」の割合が42.9%となっています。



③ 子育ての環境や支援に不満足な理由

未就学保護者では、「公園や子育て広場など子どもの遊び場が少ない」の割合が69.4%と最も高く、次いで「子育て支援が充実していない」の割合が63.5%、「医療機関が充実していない」の割合が61.2%となっています。

小学生保護者では、「公園や子育て広場など子どもの遊び場が少ない」の割合が66.7%と最も高く、次いで「子育て支援が充実していない」の割合が60.0%、「医療機関が充実していない」の割合が46.7%となっています。



7 子ども・子育て支援及び若者ニーズに関する実態調査結果

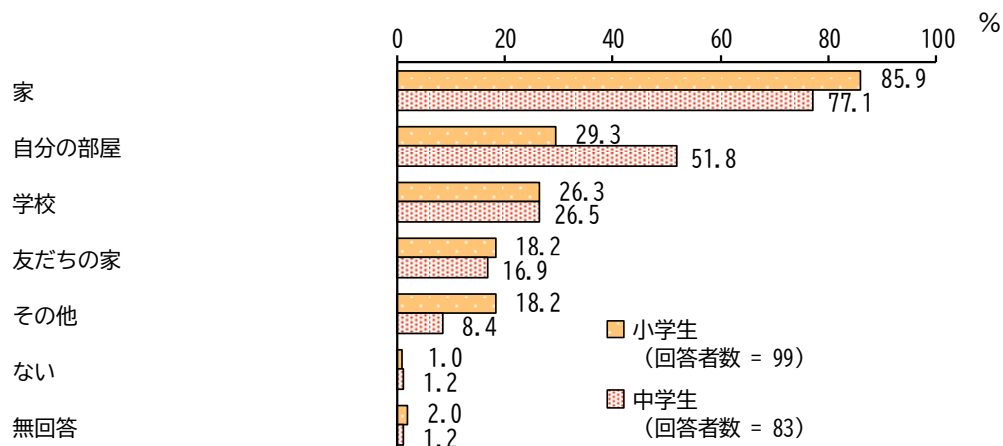
(1) 小・中学生本人

① 落ち着く場所や好きな場所

小学生では、「家」の割合が85.9%と最も高く、次いで「自分の部屋」の割合が29.3%、「学校」の割合が26.3%となっています。

中学生では、「家」の割合が77.1%と最も高く、次いで「自分の部屋」の割合が51.8%、「学校」の割合が26.5%となっています。

小学生と中学生を比較すると、中学生で「自分の部屋」の割合が高くなっています。

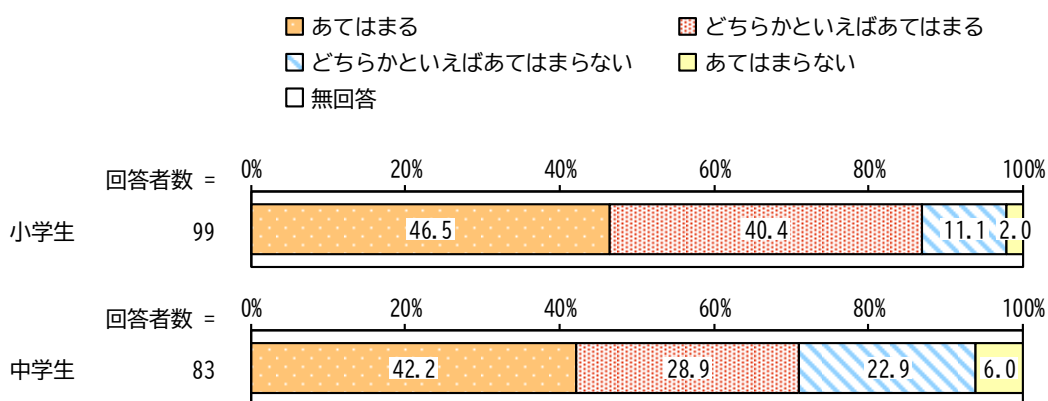


② 今の自分が好きか（自己肯定感）

小学生では、「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」をあわせた“あてはまる”の割合が86.9%、「どちらかといえばあてはまらない」と「あてはまらない」をあわせた“あてはまらない”の割合が13.1%となっています。

中学生では、“あてはまる”の割合が71.1%、“あてはまらない”の割合が28.9%となっています。

小学生と中学生を比較すると、小学生で“あてはまる”の割合が高くなっています。

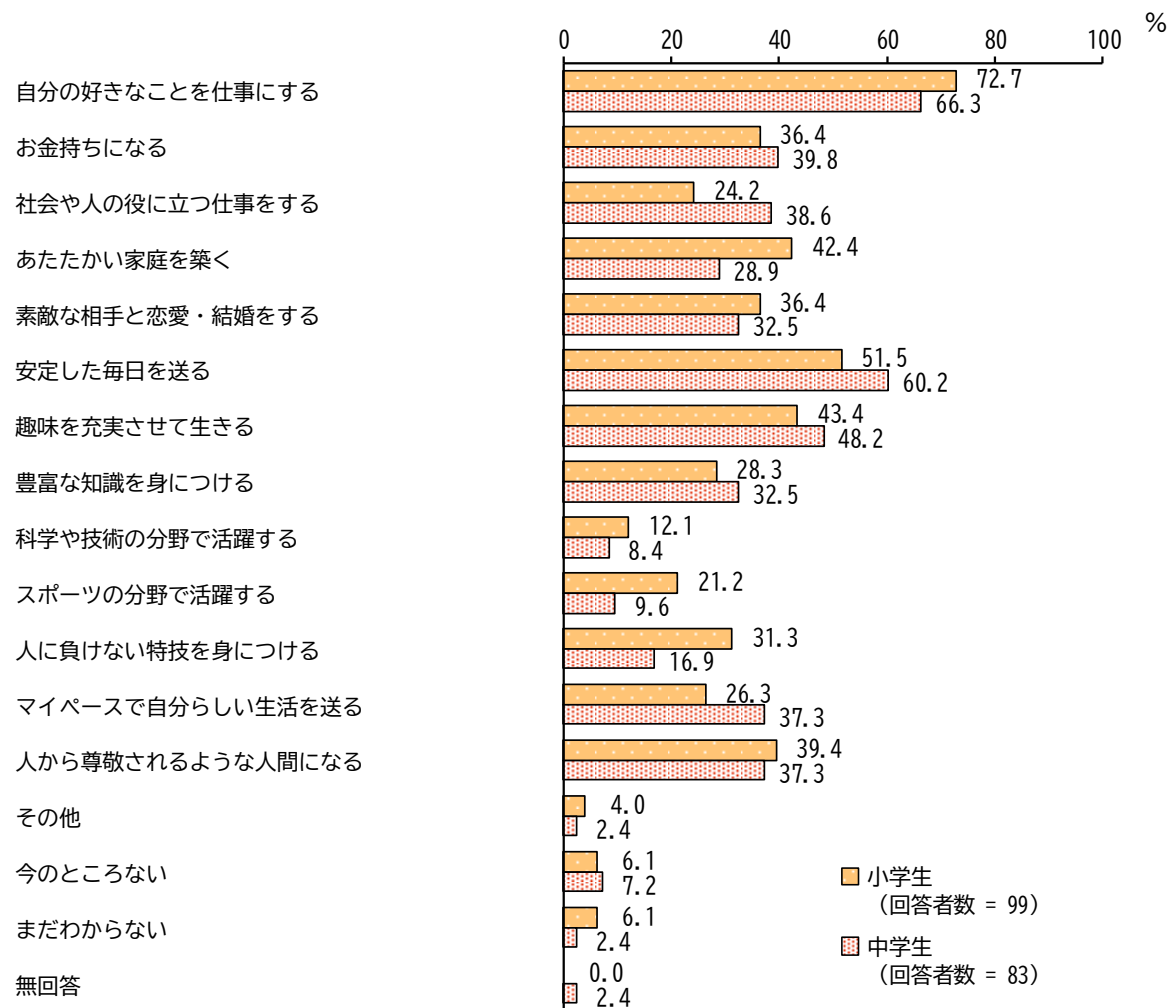


③ 将来の夢があるか

小学生では、「自分の好きなことを仕事にする」の割合が72.7%と最も高く、次いで「安定した毎日を送る」の割合が51.5%、「趣味を充実させて生きる」の割合が43.4%となっています。

中学生では、「自分の好きなことを仕事にする」の割合が66.3%と最も高く、次いで「安定した毎日を送る」の割合が60.2%、「趣味を充実させて生きる」の割合が48.2%となっています。

小学生と中学生を比較すると、小学生で「あたたかい家庭を築く」の割合が高くなっています。

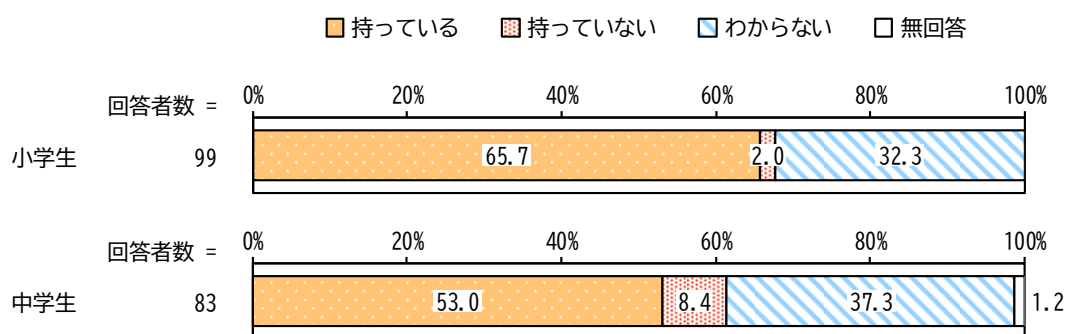


④ 自分の将来について明るい希望を持っているか

小学生では、「持っている」の割合が65.7%と最も高く、次いで「わからない」の割合が32.3%となっています。

中学生では、「持っている」の割合が53.0%と最も高く、次いで「わからない」の割合が37.3%となっています。

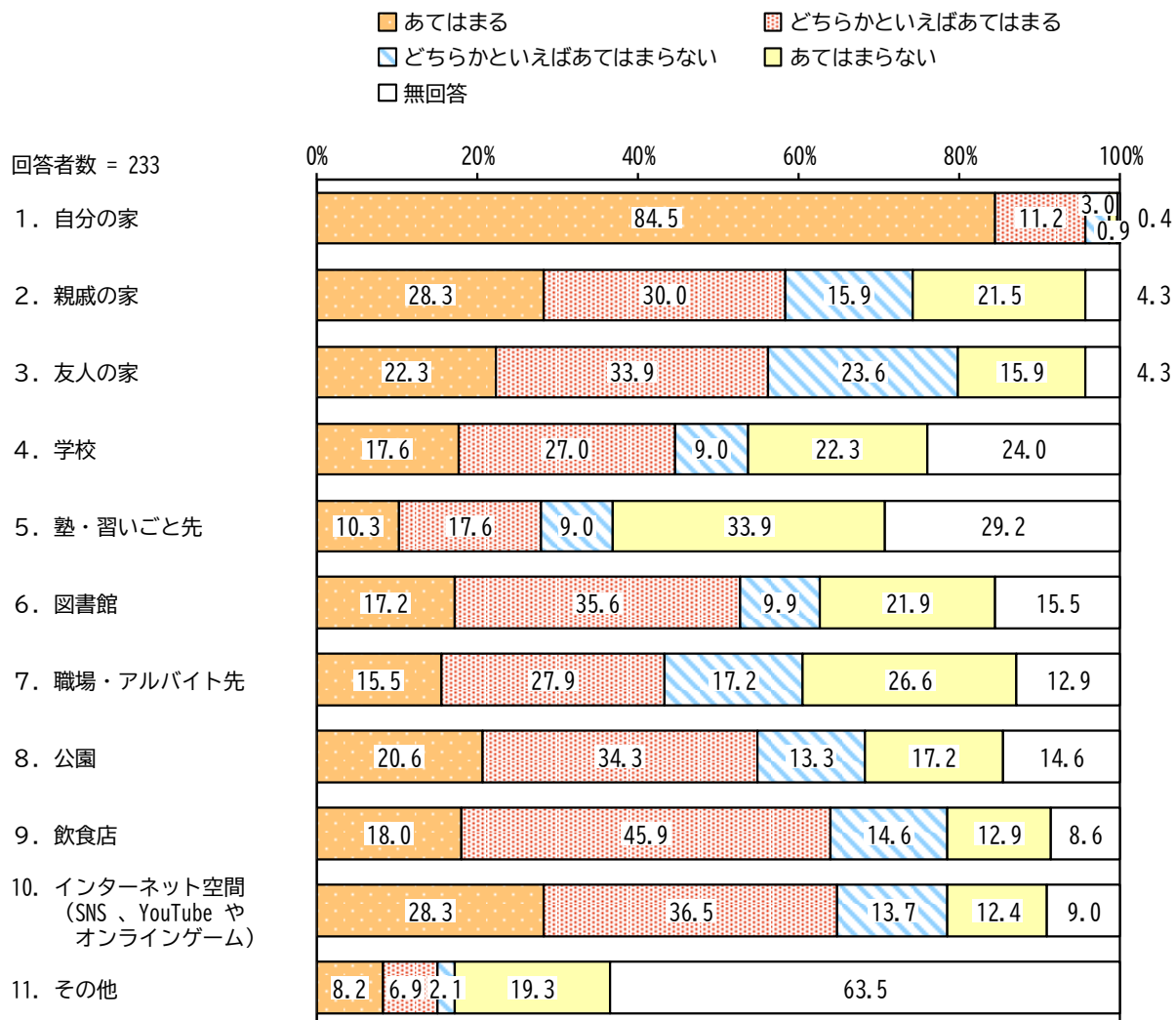
小学生と中学生を比較すると、小学生で「持っている」の割合が高くなっています。



(2) 若者

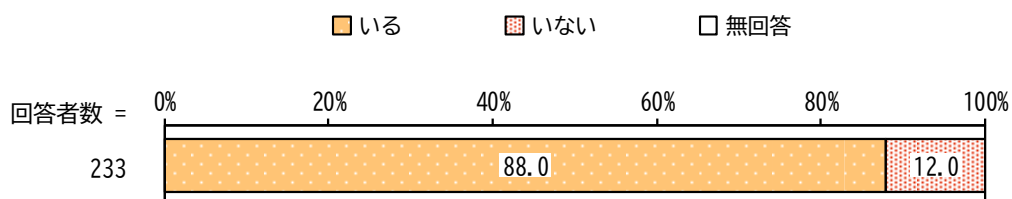
① 居場所（ほっとできる場所、安心できる場所）になっているところ

『1. 自分の家』で「あてはまる」の割合が高くなっています。一方、『5. 塾・習いごと先』で「あてはまらない」の割合が高くなっています。



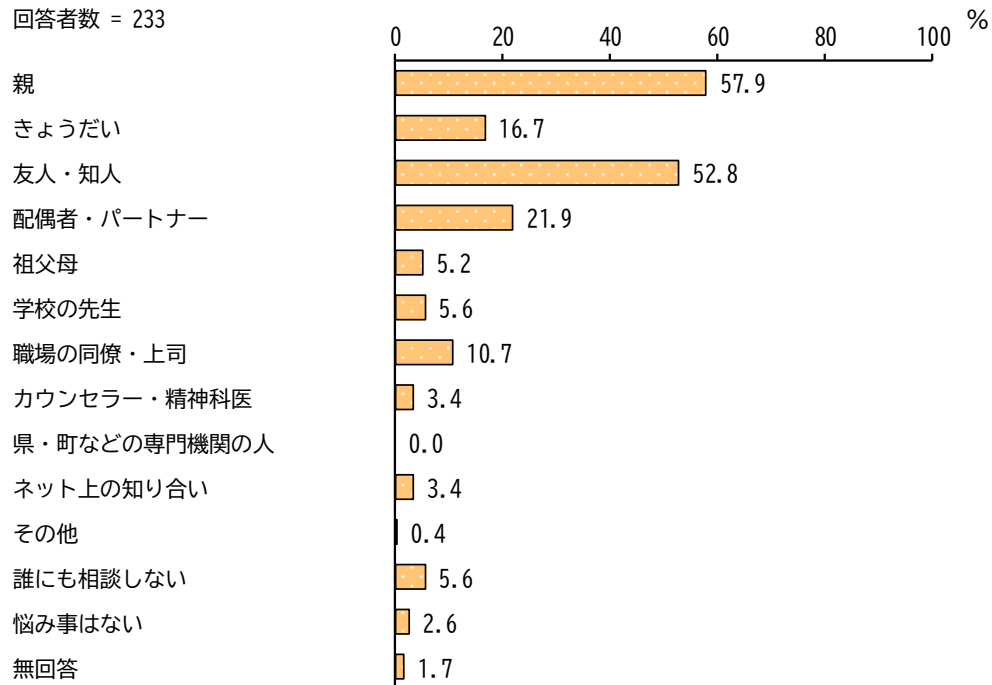
② 安心して自分の気持ちや悩みを話せる人の有無

「いる」の割合が88.0%、「いない」の割合が12.0%となっています。



③ ふだん悩みごとを誰に相談するか

「親」の割合が57.9%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が52.8%、「配偶者・パートナー」の割合が21.9%となっています。



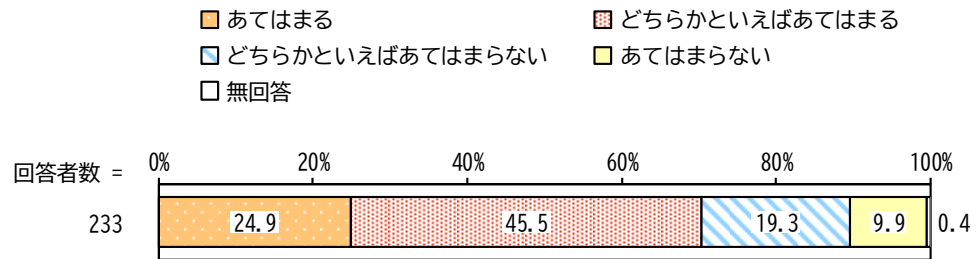
④ 将来に関することで不安に思っていること

「経済的なこと」の割合が61.4%と最も高く、次いで「就職のこと」の割合が40.8%、「健康のこと」の割合が32.2%となっています。



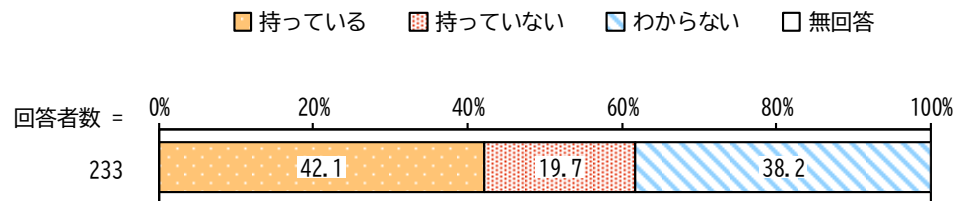
⑤ 今の自分が好きか

「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」をあわせた“あてはまる”の割合が70.4%、「どちらかといえばあてはまらない」と「あてはまらない」をあわせた“あてはまらない”の割合が29.2%となっています。



⑥ 自分の将来について明るい希望を持っているか

「持っている」の割合が42.1%と最も高く、次いで「わからない」の割合が38.2%、「持っていない」の割合が19.7%となっています。



第3章

基本理念等

1 基本理念

二宮町は、将来像に「豊かな自然と心を育み、人から人へつなぐ笑顔の未来」を掲げ、すべてのこどもが健やかに成長できる社会の実現に向けた取り組みを計画的に推進しています。子育て支援分野では、安心してこどもを産み育てやすい環境が整っているまちづくりを目指しています。

本計画では、「第2期二宮町子ども・子育て支援事業計画」の理念や方向性などを引き継ぐとともに、「こどもまんなか社会」と「第6次二宮町総合計画」の目指すまちづくりの実現に向けて、以下に基本理念を定めます。

**すべてのこどもの育ちを支える 豊かな自然とはぐくみのまち
～はぐ（育）ハグ（hug）にのみや～**

二宮町は、吾妻山公園、ラディアン花の丘公園、葛川、相模湾など、多くの動植物が生息する豊かな自然環境を有し、温暖な気候に恵まれた歴史・文化が身近に存在する地域であることに加え、都市部へのアクセスや地域交通環境にも恵まれたコンパクトな町として発展してきました。

あわせて、他者を受け入れる懐の深い町民性もあって、日ごろから地域の人や自然と触れ合う機会が多く、地域の人との交流や自然を通じた学びを重ねていくことで、町民は他人や自然に対する思いやりの心を自ずと持つようになります。

全国的に核家族化が進み、地域との繋がりが希薄になる子育て家庭が増加傾向にあるなかで、本町のこのような特徴を活かし地域ぐるみで子育て支援に繋がっていきます。

こども・若者をはじめとするすべての方々に、「二宮に深い愛着を持って自分に合った生き方を見つけられること」、「こどもを愛情豊かに育てたいと思う誰もが、地域に温かく見守られながら、安心・喜び・心のゆとりを持って子を産み、そして育てることができること」を実現いただけるよう、町全体が一丸となって推進します。

そして、こどもの将来が、生まれ育った環境によって左右されることなく、誰もが自分の意見を表明して心身ともに健やかに成長できるよう、こどもの権利を保障します。

二宮町では、すべてのこどもとすべての子育て家庭の幸せを願い、基本理念のもと、こどもをまんなかとする社会の実現を目指して、地域、関係機関と連携しながら計画を進めていきます。

2 基本目標

基本目標については、次の3つを設定し、課題に応じた施策を総合的に展開します。

(1) ライフステージを通して切れ目なく一人ひとりを大切にする支援

こどもの幸せな将来の実現に向け、ライフステージに応じてこども一人ひとりに目を向けた切れ目のない支援の充実を図ります。また、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からこどもの発育・発達の支援を行うとともに、こどもに対する教育や保育の充実に取り組みます。

新庁舎・駅周辺公共施設再編計画により、こども家庭センターと教育委員会を新庁舎南棟に配置し、就学前からのきめ細やかな支援と就学後の連携を更に深めていきます。

あわせて、こどもの自主性・社会性の育成やこどもの放課後の居場所づくり、若者の自立支援など、こども・若者の健やかな成長と発達を総合的に支援します。

(2) すべてのこどもが幸せを感じるまちづくり

こどもと若者は、未来を担う存在でありながら、今を生きる主体でもあります。こどもの権利を保障し、適切な情報と知識を提供して自己決定を支援します。

また、こどもの貧困対策や児童虐待防止対策を推進しつつ、障がいのある児童など、配慮が必要なこどもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、こどもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。さらに、安全な道路交通環境や防犯・防災といった観点からも、安心して子育て・子育てできるまちづくりに取り組みます。

(3) 安心してこどもを生み育てることができる環境づくり

保護者の子育てにおける不安や悩みに対する相談支援や情報提供の充実、ひとり親家庭への支援の充実を図るとともに、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

また、安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスの理解促進に努めるとともに、男女雇用機会均等法、育児休業・介護休業制度等の周知と利用を促し、子育て中の父親・母親がともに育児や家事、仕事などに取り組めるよう環境を確保します。

3 施策の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 施策の展開 〕



第4章

施策の展開

基本目標1 ライフステージを通して切れ目なく一人ひとりを大切にする支援

妊娠前から幼児期まで

(1) 母親とこどもの健康保持増進

【現状】

二宮町では、妊娠や出産などに関する相談や各種健康診査、育児教室など、さまざまな側面から母子の健康を維持・向上させるための支援を行ってきました。令和6年(2024年)からは、こども家庭センター「にのはぐ」を設置し、「児童福祉」と「母子保健」が一体となった、それぞれの家の状況に応じた支援を切れ目なく行っています。

未就学児の保護者へのアンケート調査では、子育てに関して、日常悩んでいること、あるいは気になることについて、「子どものしつけに関すること」に次いで「病気や発育発達に関すること」が44.6%、「食事や栄養に関すること」が44.3%と高くなっています。

今後も、こどもや母親の健康の確保において、各種健康診査や講座への参加率をより高められるよう周知を行い、健康診査や相談、情報提供や育児支援など、切れ目のない支援をしていくことが必要です。

また、産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化とともに、予期せぬ妊娠などに悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、民間団体とも連携しながら、取組を進めることが必要です。

【施策の方向】

健康診査、育児相談などの母子保健事業をきめ細かく実施することにより、こどもや母親の健康の確保を図ります。

また、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を強化しながら、専門的な相談につなぐことで、子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てができるよう努めます。

【 具体的事業 】

事業名	事業内容	所管課
妊婦健康診査・産婦健康診査・歯科健診の充実	産後2週間と産後1カ月健診の合計2回分の健診補助券を発行します。 妊娠中・産後1年以内の合計2回分の歯科健診補助券を発行します。	子育て・健康課
妊婦訪問・赤ちゃん訪問・産後ケア事業	妊婦の出産不安などに早期に関わるため、妊産婦への保健師等による訪問指導を実施します。 出産した全ての家庭を保健師・助産師等が訪問し、母子についての健康相談と、母子保健サービスについての情報提供を実施します。 また、産後に育児などの支援が必要な母親を対象に、宿泊や、ご自宅に訪問するサービスを行い、安心して子育てができるように、「産後ケア事業」を実施しています。	子育て・健康課
健康診査の充実	4か月児、8～10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、高い受診率を維持しながら、各成長段階に合わせた健康診査を実施します。新生児期は聴覚検査、3歳児健診では視覚屈折検査を導入し、弱視などの視覚異常を早期発見する機会を提供します。	子育て・健康課
歯科健康診査の充実	1歳児健康歯科相談や2歳児歯科健康診査を実施し、う歯を減らし、こどもの健全育成を図ります。	子育て・健康課
予防接種の推進	予防接種の意義や受ける時期など、正しい知識の理解と啓発を行い、身近な場で予防接種についての相談や接種ができるよう関係機関との連携強化を図ります。	子育て・健康課
出産前の支援	出産前の不安解消・産後のくらしをイメージできるようにするために、マタニティ教室の実施及び必要な情報提供・案内を行います。	子育て・健康課
アレルギー相談の実施	乳幼児健診等での管理栄養士による相談のほか、必要に応じて医師等と連携して相談体制の充実を図ります。	子育て・健康課
親と子の食育の啓発	マタニティ教室などにおいて、妊娠期における食生活や出産後の栄養指導を通じ、食育の啓発を行います。 また、乳幼児期における食育はこどもの心と体をつくる基本であることから、育児相談などを通して、正しい食事の摂り方やこどもの発達段階にあった食事の必要性について啓発します。	子育て・健康課
こども医療費の助成	18歳到達年度末までの入院と通院に対し、医療費の助成を行います。	こども支援課
かかりつけ医の普及	普段からかかりつけ医を持つよう、情報提供や啓発を実施します。	子育て・健康課
救急医療体制の周知と充実	関係機関と連携を図りながら、救急医療体制の充実を図ります。	子育て・健康課
ブックスタート	健康・子育てに関する蔵書の充実に努め、4か月児健康診査時に実施するブックスタートをきっかけに、図書館への来館を図ります。	生涯学習課

事業名	事業内容	所管課
多胎児への支援	多胎児とその家族が集まり、多胎育児ならではの子育ての大変さ、楽しさを語り合う場を作ります。	子育て・健康課
小さく生まれたお子さんへの支援	出生体重 2,000 g 未満で生まれたお子さんへの医療証の発行、発育発達段階にあわせた遊びの紹介や保護者同士の情報交換、子育ての悩みを相談することができる交流会を開催するとともに、リトルベビーハンドブックも活用し、支援をしています。	こども支援課 子育て・健康課

(2) 教育・保育サービスの量の確保と質の向上

【現状】

二宮町では、待機児童が発生しないよう各保育所と連携し受入れ体制の確保を図るとともに、保育に関わるスタッフの質の充実を図り、より良い保育サービスが提供できるよう努めています。

未就学児の保護者へのアンケート調査では、平日の教育・保育の事業の利用について、「認可保育所」が55.4%と最も高く、次いで「幼稚園」が42.8%、「幼稚園の預かり保育」が10.4%となっています。また、母親の半数以上の人が就労しており、パート・アルバイト等で就労している人の中でもフルタイムへの転換希望が2割を超えていることから、保育ニーズの増加が見込まれます。

今後、多様化する就労形態や就労時間の変化を踏まえ、教育・保育事業の保護者のニーズに対応していくことが必要です。また、土曜日や日曜日・祝日やこどもの病気やケガなどの時に対する保育ニーズも潜在化しており、柔軟な保育サービスの充実が求められています。

さらに、保育ニーズの高まりに合わせて、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進めることが必要です。

【施策の方向】

教育・保育ニーズの動向を踏まえ、適切な施設整備について検討していきます。また、教育・保育施設に通っている・いないに関わらず、すべてのこどもたちが年齢に応じて健やかな育ちを確保でき、それぞれの時期にふさわしい教育・保育が受けられるよう、職員への学びと育ちの連続性の共通理解を含めた資質向上のための研修、交流などの実施や、こども同士の交流を進め、小学校への円滑な接続を図ります。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
幼稚園情報の提供	子育て中の保護者がニーズに合った選択ができるよう幼稚園情報（預かり保育事業、満3歳児受入れなど）について、幼稚園と連携した情報の提供に努めます。	こども支援課
幼児教育無償化の維持	保護者の負担軽減及び私立幼稚園の適正運営を図るため、引き続き、幼児教育無償化について各園と連携し対応します。	こども支援課
新制度への対応	認定こども園や施設型給付への移行を希望する幼稚園に対し、円滑な移行ができるよう支援します。	こども支援課
保育所の充実	保育施設としての機能を十分に果たすことができるよう、町立保育所の管理運営の充実や、私立保育所の健全な運営を促進します。	こども支援課

事業名	事業内容	所管課
延長保育事業の実施	長時間保育がこどもに与える影響を考慮しながら、ニーズの多い時間帯を中心に、延長保育事業の充実を実施します。	こども支援課
病後児保育の実施	病気回復期のこどもを家庭で保育ができない時に看護師等が専用スペースで一時的に預かる病後児保育の利用啓発・推進を図っていきます。	こども支援課
一時預かりサービスの実施	保護者の緊急の用事や、リフレッシュによる一時保育ニーズに対応するためのサービスを実施します。	こども支援課
ファミリー・サポート・センターの充実	サービスを利用したい人と提供したい人が会員となり、地域での相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの充実を進め、協力会員の増強を図ります。	こども支援課
保育所待機児童の解消	年度途中に生じる待機児童解消のため、保育所の受入れ体制の確保に努めます。	こども支援課
保育士の確保	保育士不足の問題に対応するため、県やハローワーク等と連携し、保育士確保につなげます。	こども支援課
保育体制の強化	保育士が保育業務に専念できるよう、必要な環境整備を進めます。	こども支援課
保育スタッフ研修の充実	保育士などの保育に関わるスタッフが、保育サービスの向上に向けて知識や技術の習得ができるよう、研修の充実を図ります。	こども支援課
意見要望処理体制の充実	保育サービスに伴う利用者からの意見要望の解決のため、保育所における意見要望処理体制を充実させます。	こども支援課
自己評価・第三者評価の推進	町内保育所におけるサービスの向上に向けた取組みを促進するため、自己評価及び第三者評価機関による専門的、客観的な立場からの評価受審を推進します。	こども支援課
集いや催し等における託児の実施	町民を対象とした集いや催し等において、安心してこどもを預けられる託児サービスの実施を推進します。	こども支援課 子育て・健康課

(3) 親子の成長と交流の場の支援

【現状】

二宮町では、子育て支援に関わる機関や団体等のネットワークを強化し、連携を深めていくことで子育て支援の充実を図っています。

未就学の保護者へのアンケート調査では、現在、子育てサロンの利用について、「利用している」が22.7%となっているほか、今後、新たに利用を希望したり、日数を増やしたりしたいというニーズもうかがえます。

今後も、親子が成長していく中で、相談や交流の場となる子育て支援事業の充実を図っていくことが重要です。

【施策の方向】

子育て中の親の仲間づくり、社会参加を促進するために、日常的に交流ができるような環境づくりに努め、地域子育て支援拠点を充実し、保護者同士の交流や育児不安の軽減などを図ります。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
子育てサロンの充実	地域における子育て支援拠点として「子育てサロン」の充実を図ります。 また、子育て中の親子が気軽に集い、育児に関する不安や悩みを相談できる体制づくりに努めます。	こども支援課
子育てスペース 「でんでんむし」	乳児の保護者の情報交換や仲間づくりの場を提供します。 また、親子あそびを通じて、こどもとのかかわり方を知ることにより育児不安の軽減を図ります。	子育て・健康課
保育所園庭開放の促進	保育所の子育て支援に関する専門的な機能を活用するため、地域のニーズに応じた園庭開放に努めます。	こども支援課
子育て親子の交流の場の整備	新庁舎及びラディアン・図書館内にこどもたちが安心して、のびのびと遊び、親子が育ち合う仲間と出会い、集える場を整備します。	こども支援課 子育て・健康課 生涯学習課
安全で安心な公園・緑地の整備	こどもの身近な遊び場である公園や緑地を、こどもたちにとって楽しく安全で、安心して遊ばせることができる場所として整備します。	都市整備課

学童期・思春期

(1) 学校教育の充実

【現状】

二宮町では、すべての教育活動を通して、児童・生徒が人権尊重の意識を高め、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、安心して楽しく学べる学校づくりを進めました。

令和5年（2023年）4月から、町内のすべての小・中学校を1つの施設分離型小中一貫教育校「にのみや学園」とし、こどもたちの9年間を見通し、共通性と一貫性をもった教育の更なる充実を図りました。

小学生の保護者へのアンケート調査では、二宮町の子育て支援施策に期待すること・重要なことについて、「子どもが主体的に行動できるよう学校教育・保育環境の充実」が31.4%と上位にあがっています。

また、中学生の保護者へのアンケート調査では、今後の進路について進学を希望しながらも、希望する進路を実現することが難しいと思うこととして「学力に課題がある」と挙げている割合が60.6%と最も高くなっています。

今後も、一人ひとりのこどもの可能性を伸ばしながら、自ら学び自己実現を目指す児童・生徒の育成に努めていくことが必要です。また、教職員が本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるよう、学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的な推進が求められます。

【施策の方向】

成長過程にあるこども・若者が、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身に付け、命を大切にすることや思いやりの心を養えるように、児童生徒の教育を充実します。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
健康教育の充実	学校給食においては、栄養士による食育指導、学校給食センターの見学と職業体験、地場産物、調味料などアレルギーに配慮した「無添加食品」や環境に配慮した食材等を使用した給食の提供などを通じて、児童・生徒が地域産業や文化への関心・理解を深めることができるよう推進します。また、小中学校の家庭科、総合的な学習の時間等において、食に関する知識と関心の醸成を図ります。	教育総務課 教育指導課

事業名	事業内容	所管課
自ら学ぶ力を養うための教育の推進	児童・生徒に基礎的・基本的な知識及び技能を習得させるために、各教科における言語活動を基盤とした学び合いを促進させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育みます。また、英語教育やＩＣＴ環境を活用した学びを通じて、こどもたちの学びの充実を図ります。	教育指導課
コミュニティ・スクール運営の促進	学校のコミュニティ・スクールの特色を相互に共有し、更なる活性化を図るとともに、学校運営協議会の円滑な運営により、学校と地域が一体となってこどもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。	教育指導課
小中一貫教育の推進	こどもたちの資質能力を育成するために、小中学校教員による９年間のカリキュラム研究や、共通性と一貫性をもった学級づくり、授業づくりを推進します。また、施設一体型小中一貫教育校の設置に向け、教育の内容や施設の在り方について検証を進めます。	教育総務課 教育指導課
支援が必要な児童生徒への対応の充実	学習上・学校生活上の支援を必要とする児童生徒のために支援教育補助員、日本語指導員等を配置し支援するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門職や医療・福祉等の関係機関と連携を図り、児童生徒や保護者に寄り添った切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。また、通級指導教室（ことばの教室「そにっく」、まなびの教室「リエゾン」）を充実させることにより、児童生徒のもっている力をより発揮できるように、個々の特性に応じた指導や支援を行います。	教育指導課
情報交換の支援	二宮町幼・保・小連携推進委員会を開催し、幼稚園教諭及び保育所の保育士と小学校教諭との情報交換、連携を支援します。	教育指導課
こどもの権利に関する理解促進	町内小中学校を介して、児童・生徒へこどもの権利についての情報を発信するとともに、教職員への理解共有を図ります。	こども支援課 教育指導課
体験しながら環境について学ぶ機会の創出	より良い環境について考え、取り組む人を育てるため、環境について体験しながら学べる機会を作っていきます。	生活環境課

(2) 放課後児童対策の充実

【現状】

二宮町では、放課後の時間を有効的に活用し、心身の健全な育成を図るため、学童保育や放課後子ども教室の場を通して、こどもの安心・安全な居場所づくりを進めてきました。

保護者アンケート調査では、お子さんについて、小学校低学年のうちに放課後の時間を過ごさせたい場所について、「自宅」に次いで「学童保育」が54.0%、「習い事」が38.1%となっています。また、小学生、中学生の本人アンケート調査では、身体を動かしスポーツ遊びができる場所を求める声もうかがえます。

今後も学童保育の利用希望が見込まれることから、放課後のこどもの遊びと生活の場である学童保育の受け皿整備を着実に進め、安定的な運営を確保していくことが必要です。

また、自宅で過ごすこどもや自宅で過ごすことを希望する保護者も増えており、学童保育以外の地域のこどもたちの多様なニーズに対応していくことも必要です。

【施策の方向】

放課後に安心してこどもが過ごすことができる場として、自由に活動や学習、遊びができるこどもの居場所づくりを推進します。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
学童保育の充実	学童保育の快適な環境づくりの推進や、より多様な運営を図るため、公設学童保育の充実を図ります。	こども支援課
民設学童保育への支援	民設学童保育の適正運営を図るため、民間学童保育への支援を推進します。	こども支援課
放課後児童支援員の資質の向上	こどもの心身の健全な育成のために必要な知識、技能の修得・維持ができるよう、放課後児童支援員の養成や資質向上を図るとともに、放課後児童支援員等の情報交換会や研修機会の充実を図ります。	こども支援課
放課後子ども教室の充実	こどもの放課後の安全・安心な居場所づくりとして、小学校の体育館等を使って、遊びや体験の場を提供します。	生涯学習課
図書館事業の充実	子育て関連図書やこども向けの蔵書の充実を図るとともに、「ブックスタート」や「おはなし会」など、こどもの年齢に合わせた子育て支援関連事業や行事を開催し、図書館利用の促進に努めます。	生涯学習課
学習・体験機会の提供	文化やスポーツなど多様な学習・体験機会を創出するとともに、関係団体を支える取り組みを行います。	生涯学習課

(3) いじめ・不登校等への対応

【現状】

いじめの認知件数は、全国的に年々増加傾向にあります。町内の小・中学校においては、ここ数年横ばいの状況で推移しています。いじめ防止対策推進法、各校のいじめ防止基本方針等に基づき、迅速かつ組織的に対応することを徹底し、早期発見、早期対応に努めています。

不登校についても、全国的に年々増加傾向にあります。町内の小中学校においても年々増加傾向にあり、その要因や状況は一人ひとりさまざまです。学校内外に複数の選択肢を確保し、専門職や関係機関と連携しながら、個々の状況に応じた支援を実施しています。

【施策の方向】

職員研修の充実や関係機関や専門職との連携強化を通じて、いじめ・不登校等の未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、すべてのこどもたちを対象とした予防的対応、一人ひとりの状況に応じた個別対応を組み合わせた重層的な支援を行います。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
教育相談機能の充実	問題を抱えるこどもたちの環境改善を図るために全校にスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーを配置するとともに、教育支援室へスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒や保護者との面談、ケース会議を通じ支援します。また、困り感などを可視化するためのアンケートやスクリーニング等を実施します。	教育指導課
指導支援体制の充実	不登校等の生活指導上の課題を抱える児童生徒に対し、校内教育支援センター（ほっとルーム）の全校設置や支援教育補助員の配置を進め、学校以外の居場所を提供します。	教育指導課
教育支援室の充実	児童・生徒一人ひとりの状況に応じた学習活動を通じ、学習意欲を高めるなど、児童生徒の社会的自立を支える教育支援室の充実を図ります。	教育指導課
いじめに対する体制の強化	「二宮町いじめ防止基本方針」に基づき、二宮町におけるいじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を図るとともに、各校のいじめ防止基本方針について随時見直しを図り、その有効な活用を目指します。	教育指導課
関係機関との連携強化	こどもの権利全体にかかる救済、立ち直りのための支援の推進、いじめ、不登校、ひきこもり、十代の自殺防止の取組みなどに関して、町内フリースクール等とのネットワーク会議を通して、情報共有を図るとともに、家庭との連携はもちろん、警察、医療機関、児童相談所などの専門機関と連携し、児童・生徒の諸問題に対し、早期対応に努めます。	こども支援課 子育て・健康課 教育指導課

事業名	事業内容	所管課
教職員の研修の充実	児童生徒理解を深め、対応力の向上を図るため、教職員に対する臨床心理士等の専門家による研修等を実施します。	教育指導課
小中一貫教育の推進	こどもたちの資質能力を育成するために、小中学校教員による９年間のカリキュラム研究や、共通性と一貫性をもった学級づくり、授業づくりを推進します。また、施設一体型小中一貫教育校の設置に向け、教育の内容や施設の在り方について検証を進めます。	教育総務課 教育指導課
図書館における取組	児童・生徒の悩みや、進路に関する蔵書の充実を図り、居場所づくりに努めます。	生涯学習課

(4) 保健対策の充実

【現状】

二宮町では、児童・生徒が心身ともに健全で安全な生活を送れるよう、学校保健が中心となって学童期・思春期における保健対策を実施してきました。

今後も、こどもの健全育成に向けて、切れ目のない保健・医療の提供とともに、規則正しい食習慣の実践や共食の推進など家庭、学校、地域等が連携した食育の取組が必要です。

また、こどもの健康づくりにおいては、養護教諭を中心として健康管理を強化するとともに、外部の専門家等と連携した薬物乱用防止教育、性教育の充実を図ることが必要です。

【施策の方向】

こども医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図るとともに、心身の健康、性に関する正しい知識の啓発・学習など、地域のこどもの健やかな成育の推進を図ります。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
健康に関する啓発・学習の推進	小学校高学年、中学校の保健授業において、薬物乱用の影響について学習する機会を設けます。 また、喫煙や飲酒、薬物使用の有害性等について、講演会等を通じて知識の普及を図ります。 また、性に関する正しい知識の啓発を図ります。	教育指導課
包括的な性教育の推進	外部講師等と連携して、人権教育を含めた包括的な性教育を充実するとともに、保護者に対する啓発を実施します。	教育指導課
関係機関との連携	保健福祉事務所等の関係機関との連携を深め、思春期の健康づくりを支援します。	子育て・健康課 教育指導課
就学時健康診断	次年度就学予定者を対象とした就学時健康診断により、就学予定者の心身の状況を把握し、治療の勧告その他保健上必要な助言を行うとともに、適切な就学についての指導に努めます。	教育総務課

青年期

(1) 次代の親の育成

【 現状 】

二宮町では、新たに親になる世代のこどもたちに子育てに対する意識の醸成を図るため、乳幼児や小さなこどもとのふれあいを通して、他人を慈しむ心や、命の大切さ、こどもを産み、育てることの意義を学ぶ機会を設けてきました。

若者への本人アンケート調査では、結婚して家庭を持ちたいと思うかについて「はい」の割合が70.7%と結婚に対する意向を持った人が多い様子がうかがえます。

必要な子育てやこどもに対する意識の醸成や情報発信を図るとともに、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進することも必要です。

【 施策の方向 】

次代の親として、将来家庭を築く際に、パートナーと協力して家庭を築くことやこどもを生み育てることの意義について考えられるよう、乳幼児とふれあう機会などを設けるなど取り組みを進めます。

【 具体的事業 】

事業名	事業内容	所管課
若い世代の意識づくり	若い世代に対し、子育てやこどもの育成に関わるボランティア活動への積極的な参加を促進し、子育てに対する意識を醸成します。	こども支援課 子育て・健康課
プレコンセプションケアの推進	若いうちから正しい知識を得て、自分のライフプランに合わせた健康管理を意識して生活するための普及啓発を推進します。	子育て・健康課

(2) 若者の自立・就業や将来形成の支援

【現状】

二宮町では、関係機関と連携し、若者の就業支援のための相談やカウンセリング、職業能力開発などの取組みを支援してきました。

若者への本人アンケート調査では、将来に関する不安として、「経済的なこと」の割合が60.8%と最も高く、次いで「就職のこと」の割合が41.0%となっています。また、こうした不安を持ちながらも、安心して自分の気持ちや悩みを話せる人が「いない」の割合が11.5%となっています。

また、結婚について抱えている不安については、「経済的な面」の割合が70.4%と最も高く、次いで「自分に合った相手にめぐりあえるか」の割合が60.0%となっており、さらに、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という理由でこどもを持つことを控えることを考えている状況もうかがえます。

若者の就職活動段階においては、マッチングの向上などを図ることで、不本意な早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から新規学卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行うことが必要です。

また、離職する若者の早期の再就職のための、キャリア自律に向けた支援を行うとともに、ハローワーク等による若者への就職支援に取り組むことが必要です。

加えて、国・県・民間による出会いの機会・場の創出支援や結婚に伴う新生活スタートアップ支援などについての取り組みが始まっています。

【施策の方向】

若い世代が夢や希望にあふれた将来を設計し、職業選択の可能性を広げるとともに、自己の能力や適性を発揮し、社会を支える人材になれるよう支援します。

また、困難を有するこども・若者やその家族に対し、自立に向けて支援する体制を整え、自立に向けたきっかけづくりができるように支援します。

さらに、自らのライフデザインを設計してもらうための機会の提供をはじめ、若者の出会いの機会・場の創出支援や結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を検討します。

【 具体的事業 】

事業名	事業内容	所管課
キャリア教育の推進	ボランティア活動、職場体験など、さまざまな体験活動の充実により、児童・生徒一人ひとりが望ましい勤労観や職業観を育むキャリア教育を推進します。また、発達段階に応じて自己の将来の生き方や進路を主体的に選択できる能力・態度の育成に努めます。	教育指導課
若者の就業支援	就業を希望しながら職に就けない若者や不安定な就労状況にある若者に対して、かながわ若者就職支援センター等の関係機関によるカウンセリングや職業訓練等、就業支援や相談機関の情報を提供します。	産業振興課 生涯学習課
ひきこもり等相談窓口	ひきこもりをはじめとするこどもや若者が抱えるさまざまな悩みに対する相談を受け付け、内容に応じて、県のかながわ子ども・若者総合相談センター、神奈川県西部青少年サポート相談室等の専門機関と連携し、課題の解決に努めます。	福祉保険課

基本目標２ すべてのこどもが幸せを感じるまちづくり

(１) こども・若者の権利の保障

【現状】

こども大綱においては、こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有するとともに、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもが自らの意見を持つためのさまざまな支援を受けることができ、意見を表明し、参画できる社会の実現が求められています。

保護者アンケート調査では、「こどもの権利」の認知度は、未就学児の保護者で65.3%、小学生の保護者で74.4%となっています。

未就学児の保護者で、こどもの権利の中で特に大切だと思うことについて、「暴力や言葉で傷つけないこと」が89.6%と最も高く、次いで「自分の考えを自由に言えること」が85.9%、「人と違う自分らしさが認められること」が83.6%となっています。

今後、こども・若者の権利の理解促進と意識の醸成に向けて、啓発をしていくことが必要です。さらに、こども・若者を権利の主体として認識し、こどもや若者が自分自身に関係することについて、自由に意見を表すことができる機会を家庭、学校、地域などさまざまな場において確保していくことが必要です。

【施策の方向】

全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。また、保護者や教職員、幼児教育・保育や社会教育に携わる者など、こどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなに対しても、こども基本法や子どもの権利条約の趣旨・内容について広く情報発信を行います。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
条例制定に向けたこどもの権利に関する理解促進	こどもの権利を保障するとともに、こどもにやさしいまちづくり推進を目指すための条例策定に向け、こどもの権利についての全町的な周知と理解促進を図ります。	こども支援課 教育総務課 教育指導課 生涯学習課
こどもの意見表明の保障	こどもの権利、意見表明に関しての相談窓口をこども支援課に設けるとともに、各課の行うこども自身に関わる事項を含む町民意見募集において、こどもの意見表明の保障に努めます。	こども支援課 他全課
人権啓発、人権教育の推進	こどもの権利や人権が守られるよう、さまざまな人権問題に関するテーマを取り上げた講演会等を行い、人権意識の啓発を図ります。	町民課 教育指導課
主権者教育の推進	選挙権の引下げにより、主権者として求められる力を育成する教育が必要であり、小・中学校向け主権者教育の一環として選挙出前授業を実施します。	選挙管理委員会 事務局

(2) こども・若者の居場所づくり

【現状】

こどもを取り巻く家庭や社会の環境が変化する中、仲間づくりや社会性の発達、健康な体づくりなどが期待できることも同士の遊びや交流する機会は重要です。

小学生保護者へのアンケート調査では、二宮町の子育て支援施策に期待すること・重要なことについて、「地域における子どもの居場所の充実」が39.7%と最も高くなっています。

今後も、ラディアン・図書館などの社会教育施設や地域にある多様な場所などについても、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組む必要があります。また、誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こどもの居場所づくりに関する指針に基づき、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進することが必要です。

【施策の方向】

身近なところでこども・若者が、多世代との交流、文化芸術やスポーツなどの体験学習、社会参加などを通じて人間形成の基礎となる道徳性など豊かな心を育むことができるように支援します。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
関係団体の連携強化	子ども会をはじめとして、地域におけるこどもの体験・学習を推進している関係団体との連携を深め、その活動を支援します。	こども支援課 生涯学習課
スポーツの振興	スポーツ関係団体への支援を通じ、親子が気軽に参加できるスポーツの振興を進めます。 また、老朽化が進むスポーツ施設の改修や適切な維持管理を行います。	生涯学習課
世代間交流事業の充実	各種行事や地区活動等を通して、こどもと高齢者、就学前児童や小・中・高校生との世代間の交流を充実させます。	高齢介護課 こども支援課
中学生・高校生の活動支援	地域イベントへの積極的な参加を促すなど、中学生・高校生を対象とする事業の充実に努めます。	町民課 生涯学習課
中学生・高校生、若者の居場所づくり	従来の中学生・高校生、若者の居場所については適切に運用するとともに、ラディアンをはじめとする公共施設の大規模改修においては、更なる充実を図ります。	財産経営課 生涯学習課

(3) こどもの貧困への対策

【 現状 】

二宮町では、こども達が生まれ育った環境に左右されず、落ち着いて健康に生活し、意欲的に学習や活動に取り組むことができるよう関係機関や関係団体との連携を図りながら、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援などのこどもの貧困対策に取り組んできました。

未就学児及び小学生の保護者へのアンケート調査では、家族が必要とする「食料」が買えなかった経験や教育に関するお金で困った経験が「まったくなかった」が約9割となっている一方で、経験のあった人が1割程度見られることから、経済的に困難を抱える家庭への支援体制を維持し、支援が必要な家庭への支援方法を適切に判断し実施することが必要です。

【 施策の方向 】

経済的な理由でこどもを産み育てることが困難な状況にならないよう各種手当等の経済的支援を充実します。

また、経済的格差の広がりや、教育や進学を機会を狭めるだけでなく、こどもが育つ環境にも大きな影響を及ぼすため、生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労支援等を充実します。

【 具体的事業 】

事業名	事業内容	所管課
要保護・準要保護児童・生徒の援助	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、義務教育に係る経費の一部(学用品費、校外活動費、給食費等)を援助します。	教育総務課
奨学金の支給	人物・学業ともに優良な生徒のうち、経済的に高等学校課程の就学が困難な生徒に対し、審査のうえ、学資を支給します。	教育総務課
学習支援・居場所づくり	平塚保健福祉事務所と連携し、困窮家庭のこどもが主体的に将来に向けた進路を検討できるよう学習支援をするとともに、学校や家庭以外に安心して過ごせる居場所を提供し、他者と交流することで得られる豊かな人間性を育む居場所づくりを行います。	福祉保険課

(4) 困難を抱えたこどもや家庭への支援の充実

【現状】

二宮町では、育児相談や育児教室を中心とした発達に心配のあるこどもへの支援、障がいのあるこどもに対してのそれぞれの障がいの状況に応じた指導や支援、児童虐待の予防・早期発見・早期対応など困難を抱えたこどもや家庭への支援に努めてきました。

未就学児の保護者へのアンケート調査では、子育てに関して、日常悩んでいること、あるいは気になることについて、「こどものしつけに関すること」「病気や発育発達に関すること」が高くなっています。

こどもの状態や家庭の状況に応じ、発達に心配のあるこども、障がいのあるこどもへの支援の充実が求められます。

また、児童虐待の未然防止、早期発見・対応のため、地域住民へ我がこととして当事者意識を持ってもらえるよう周知を図るとともに、こどもに関わる関係機関等の連携体制の強化も必要です。

【施策の方向】

配慮を必要とするこどもの健やかな発達を支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、こどもとその保護者に対応するきめ細かな支援の推進を図ります。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
児童虐待に関する啓発・相談活動の推進	児童虐待防止についての意識の啓発や相談活動を充実し、虐待の予防と早期発見に努めます。	子育て・健康課
児童虐待の対応	虐待に関する相談を受け、児童相談所や関係機関と連携してこどもの安全を確保するとともに、家庭への援助を行います。	こども支援課 子育て・健康課
児童相談の実施	育児不安を持つ保護者等のため、児童相談員を配置し、相談の充実を図ることにより、虐待防止に努めます。	子育て・健康課
児童虐待の事前予防	乳幼児健康診査や保育所、幼稚園等でこどもの様子を細かく見守り、児童虐待の防止に努めます。 また、保護者の身体的・精神的負担の状況を把握することや、乳幼児健康診査未受診者の対応を強化することで、児童虐待の事前予防に努めます。	こども支援課 子育て・健康課
早期療育体制の充実	各種乳幼児健康診査や相談活動等で発達に心配があり、発達支援が必要なこどもに対し、発達相談や発達支援教室を中心に支援を行うことで、早期療育体制の充実を図ります。	福祉保険課 子育て・健康課
幼稚園・保育所における障がい児の受入れの推進	障がい児保育は、障がい児にとって集団生活や生活習慣などの面で大きな効果が期待されることから、幼稚園・保育所などでの受入れを推進します。	こども支援課

事業名	事業内容	所管課
医療的ケアを必要とする児童・生徒の受入れ体制の確保	医療的ケアを必要とする児童・生徒へ適切な配慮を行うとともに、関係機関と連携して、医療的ケア看護職員を確保し、受入れ体制の充実を図ります。	福祉保険課 こども支援課 子育て・健康課 教育指導課
幼稚園・保育所巡回相談の実施	心理士や保健師等が幼稚園・保育所を巡回し、保護者や先生に対し、こどもの発達支援に関する助言を行います。	子育て・健康課
学校における特別支援教育の充実	小中学校に支援教育補助員、日本語指導員等を配置し支援するとともに、県立特別支援学校と連携し、学習上・学校生活上の困難に応じた支援に努め、インクルーシブ教育を推進します。また、通級指導教室（ことばの教室「そにつく」、まなびの教室「リエゾン」）を充実させることにより、児童生徒のもっている力をより発揮できるように、個々の特性に応じた指導や支援を行います。	教育指導課
ヤングケアラーの把握と対応	ヤングケアラーの把握のためのアンケートを実施し、関係機関と連携して適切な支援につなげていきます。	子育て・健康課 教育指導課
就学相談の実施	幼稚園、保育園、療育機関等と連携した就学前相談を通じて、個々の教育的ニーズに応じた適切な教育環境、指導体制を整備します。	教育指導課
教育相談機能の充実	問題を抱えるこどもたちの環境改善を図るために全校にスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーを配置するとともに、教育支援室へスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒や保護者との面談、ケース会議を通じ支援します。また、困り感などを可視化するためのアンケートやスクリーニング等を実施します。	教育指導課
いじめに対する体制の強化	「二宮町いじめ防止基本方針」に基づき、二宮町におけるいじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を図るとともに、各校のいじめ防止基本方針について随時見直しを図り、その有効な活用を目指します。	教育指導課

(5) こどもを見守り育てる安心・安全なまちづくり

【現状】

二宮町では、こどもの身近な遊び場である公園や緑地の整備、こども・子育て家庭の視点に立ったバリアフリーの推進、地域ぐるみの交通安全対策、防犯体制及び防災対策の強化などの安心・安全なまちづくりに努めてきました。

保護者アンケート調査では、二宮町における子育ての環境や支援への満足度について、「満足な理由」として、「事故や犯罪が少なく安全」が上位にあがっています。

今後も、こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識のもと、防犯・交通安全対策、防災対策等を進める必要があります。

また、こどもや若者が、犯罪や事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達の程度に応じて、体系的な安全教育を推進するとともに、こどもの安全に関する保護者への周知啓発が必要です。

【施策の方向】

こどもの生命を守り、犯罪や事故、災害から安全が確保できるよう、防犯・交通安全対策、防災対策を進めます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
交通安全施設の整備	通学路を中心に危険箇所の定期的な点検を行い、こども達が安全に通行できるよう、交通安全施設の整備をすすめます。	防災安全課 都市整備課 教育指導課
交通安全、防災・防犯指導の充実	警察等と連携し、交通安全教室等を通じて園児・児童・生徒に対する交通安全指導の充実を図ります。また、それに伴う交通安全指導者の確保に努めます。	防災安全課 こども支援課 教育指導課
チャイルドシート、幼児同乗用自転車の幼児用座席のシートベルト着用等の啓発	チャイルド（ベビー）シートやこどもの自転車乗用時のヘルメット、幼児同乗用自転車の幼児用座席におけるシートベルトの着用の必要性などの情報提供を行うとともに、交通安全運動等にあわせてこどもの安全を徹底するよう警察等とも連携し啓発します。	防災安全課
「こどもSOSのいえ」の充実と周知	こどもが犯罪や不審者から逃れる緊急避難場所として、二宮町PTA連絡協議会が各家庭や事業者等地域の協力を得て設置する「こどもSOSのいえ」事業の支援を行い、普及を推進します。	生涯学習課
地域ぐるみの見守り活動の推進	安全安心なまちづくりを目指し、警察、幼稚園、保育所、学校関係者や地域の人たちを含む関係機関等と連携し、情報の共有化を図るとともに交通安全、防犯教室や各地区の防犯パトロールの実施など、地域ぐるみの見守り活動を推進します。	防災安全課 こども支援課 教育総務課 教育指導課

事業名	事業内容	所管課
妊産婦、こどもの防災対策	災害時の避難方法や、避難所における妊産婦や乳幼児の対応などについて検討します。	防災安全課
環境浄化活動の推進	地域住民と協力しながら、青少年に悪影響を及ぼす有害環境の実態把握に努め、是正が必要な場合は、県や警察に対して指導取り締まりを依頼します。	防災安全課 生涯学習課
地域ぐるみの非行防止活動の推進	家庭や地域との連携を強化し、啓発活動、巡回パトロールなど、地域ぐるみの非行防止活動を推進します。	生涯学習課
良好な住環境づくりの推進	子育て世代が町に定住して、安心して生活や子育てができるよう、安全で快適な住環境づくりを推進します。	都市整備課
安全で安心な公園・緑地の整備	こどもの身近な遊び場である公園や緑地を、こどもたちにとって楽しく安全で、安心して遊ばせることができる場所として整備します。	都市整備課
安全な道路環境の整備	こども連れでも安心して通行できるよう、道路の段差解消や交差点の改良の他、カラー舗装による視認性の向上、交通管理者である警察との協議による交通安全施設の整備などを進め、安全な道路環境の整備をします。	都市整備課
防犯灯の整備	地域の安全を図るため、防犯灯の適正な維持管理により、明るいまちづくりを推進します。	防災安全課
公共施設の改善整備	こども連れでも利用しやすいように、授乳コーナーやおむつ替えのできるベビーベッドの設置等、各種整備をすすめます。	財産経営課
子育てバリアフリーの推進	こどもや妊産婦など子育て家庭にとって安全かつ快適に外出できるバリアフリーのまちづくりを推進します。	都市整備課

基本目標３ 安心してこどもを生み育てることができる環境づくり

(１) 経済的負担の軽減

【 現状 】

二宮町では、国の制度に基づく児童手当の助成、就学に必要な費用の援助や各種奨学金の利用支援、幼児教育・保育の無償化などにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ってきました。

保護者アンケート調査では、二宮町の子育て支援施策に期待すること・重要なことについて、未就学保護者で「教育・保育サービスの費用負担や学費など経済的支援の充実」の割合が37.9%と最も高く、経済的負担の軽減への要望が高くなっています。

今後も、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な支援として、経済的な支援の充実等、子育て家庭が安心して子育てできる支援が必要です

【 施策の方向 】

幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施するとともに、支援を必要とする家庭が確実に支援を受けることができるよう、各種制度の周知を図ります。

【 具体的事業 】

事業名	事業内容	所管課
児童手当の支給	国に準拠し児童手当を支給します。	こども支援課
児童扶養手当等の支給	ひとり親家庭の状況に応じて、児童扶養手当や各種助成制度等を案内し、家庭生活の安定とこどもの健全な育成を推進します。	こども支援課
障害児福祉手当の支給	精神または身体の重度の障がいのため、常時介護を必要とする児童に県から支給される障害児福祉手当の制度を案内し、手続きを行います。	福祉保険課
医療費の助成	こども医療費、ひとり親家庭等医療費、障がい児(者)医療費、養育医療費の助成を行います。	福祉保険課 こども支援課
要保護・準要保護児童・生徒の援助	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、義務教育に係る経費の一部(学用品費、校外活動費、給食費等)を援助します。	教育総務課
特別支援教育就学奨励費の支給	「特別支援学級に就学している児童・生徒の保護者」に対し、経済状況に応じて、義務教育に係る経費の一部(学用品費、校外活動費、給食費等)を補助します。	教育総務課
奨学金の支給	人物・学業ともに優良な生徒のうち、経済的に高等学校課程の就学が困難な生徒に対し、審査のうえ、学資を支給します。	教育総務課
実費徴収に係る補足給付	保護者の世帯所得等を勘案して、私立幼稚園に保護者が支払うべき副食費を補助します。	こども支援課

事業名	事業内容	所管課
学校給食費の無償化	小学校の給食費は物価高騰分を補助し、中学校の給食費は全額無償化を継続して行います。また、無償化を拡大していくために、引き続き、国や県に財政措置を要望していきます。	教育総務課

(2) 育児力の向上支援

【現状】

二宮町では、子育て中の保護者を対象として家庭教育に関する学習機会の充実を図り、こどもの成長・教育の原点となる家庭の教育環境整備の支援に繋げています。

保護者アンケート調査では、子育て・教育に、もっとも影響すると思われる環境について、未就学及び小学生の保護者では、「家庭」が最も高く9割を超えており、家庭での影響力の高さが挙げられています。また、「地域」の影響については、未就学の保護者で54.3%、小学生の保護者で48.7%となっています。

家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心などを育む教育を行うため、保護者が学ぶべきことを適切に伝えていくとともに、身近に相談相手がない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進することが必要です。とともに、地域の中で子育て家庭が支えられるようニーズに応じたさまざまな子育て支援を推進することが必要です。

【施策の方向】

今後においても、保護者が学ぶべき生活習慣や自立心などを育む教育手法を適切に伝え、保護者を切れ目なく支援することができるよう、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進するとともに、地域の中で子育て家庭が支えられるようニーズに応じたさまざまな子育て支援を推進します。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
親と子の育ちの場の支援	こどもとのふれあいや関わり方、子育ての喜びや苦労を分かち合える機会を設けます。	子育て・健康課
男性が参加する子育ての促進	家事や育児についての学習や体験の機会を増やすため、マタニティ教室や親子講座等を、男性が参加しやすいよう土曜日に開催するなどして参加の機会を拡大し、育児参加を促進します。	子育て・健康課

(3) 地域における子育て支援の充実

【現状】

二宮町では、子育てに関する相談員の資質の向上や気軽に相談のできる環境整備に努めるとともに、子育て支援に関わる機関や団体等の連携を深めていくことに取り組んできました。

保護者アンケート調査では、子育てをするうえでの不安や悩みを感じている保護者が約8割を占める中、子育てをする上で気軽に相談できる人や場所がない状況の保護者も見受けられます。

今後も、安心して子育てができるよう、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない情報提供や相談支援の充実が必要です。

また、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげられるよう、地域における子育てに関するネットワークの拡大や充実が求められています。

【施策の方向】

家庭、地域、関係機関が連携して、情報提供や学習や活動の場を充実し、子育て家庭を支援します。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
総合的な相談・情報窓口	新庁舎内に子育てに関する相談窓口を整備するとともに、専門的な職員を配置し、関係機関と連携を図るとともに、総合的な相談に応じる体制を整備します。	子育て・健康課
各種相談窓口の充実	育児相談をはじめとしたこれまでの各種相談窓口について、引き続き子育ての身近な相談窓口として充実させます。また、相談員の資質の向上や相互の情報交換・連携をすすめます。	子育て・健康課
相談体制の充実	民生委員・児童委員等による生活相談をはじめ、関係機関との連携のもとで子育てに関する相談体制の充実を図ります。	福祉保険課 子育て・健康課
利用者支援事業	子育て家庭のニーズに合わせて、必要な支援を選択して利用できるように、教育・保育施設や関係機関と連携し、子育て家庭に対し子育てに関わる適切かつ最新の情報の提供や相談、援助などをします。	こども支援課 子育て・健康課
生活支援の充実	一時的に子育てが困難となった家庭に対応するため、児童福祉施設等において一時的にこどもを養育する事業の利用を周知します。	子育て・健康課
地域子育て支援のネットワーク化	子育て支援に関わる関係機関、団体、グループと連携し、子育て支援サービス等のネットワーク化を推進します。	こども支援課

事業名	事業内容	所管課
小学校との交流支援	幼稚園、保育所から小学校へのスムーズな移行を進めるため、園児が小学校を訪問するなどの交流を行います。	教育指導課
情報交換の支援	二宮町幼・保・小連携推進委員会を開催し、幼稚園教諭及び保育所の保育士と小学校教諭との情報交換、連携を支援します。	教育指導課
就学前相談	未就学児を対象に就学前相談を実施、支援を要するお子さんについては「支援シート」の作成を促し、幼稚園や保育所から小学校にかけて一貫した支援を行えるよう努めます。	教育指導課

(4) 子育てと仕事の両立支援

【現状】

二宮町では、男女がともに自らの働きたい分野で個性や能力を発揮できる環境や、個人の価値観やライフスタイルに合わせた柔軟な働き方を選択できる環境が整備されるよう、ワーク・ライフ・バランスの啓発を進めてきました。

保護者アンケート調査では、育児休業の取得状況をみると、母親では「取得した（取得中である）」が49.1%と最も高く、「取得していない」が10.2%となっています。父親では、「取得していない」が75.2%と最も高く、「取得した（取得中である）」が18.5%となっています。

今後も、育児休業制度の整備とともに、育児休業や有給休暇の取得が容易である職場の環境づくりが必要です。

また、育児休業が取得しやすい、子育てがしやすい環境づくりを行うためにも、働き方に関する啓発を行っていく必要があります。また、育児休業制度や短時間勤務制度の利用による経済的な負担やキャリアへの影響を軽減する支援策の検討が必要です。

【施策の方向】

仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、企業等における子育てへの支援が重要となるため、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、町民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
意識啓発の推進	家庭生活において、男女が互いに責任をもち、協力しあっていくことができるよう、意識啓発を行います。また、一般町民に対して、仕事のやり方を見直し、早く家に帰れるよう事例を紹介するなど、広報・啓発活動を実施します。	町民課 産業振興課
育児休業制度等の普及啓発	育児休業制度の定着やフレックスタイム制、育児中における勤務時間短縮の導入など育児休業等の周知徹底を促進するため、制度の趣旨や内容についての普及啓発活動を実施します。	町民課 産業振興課
職場環境づくりの促進	男女がともに協力して子育てをする環境づくりをすすめます。また、男性も女性も育児休業等が取得しやすい職場環境づくりの啓発を実施します。	町民課 産業振興課
男性に対する子育て支援の促進	家事や育児についての学習や体験の機会を増やすため、各種事業などへの男性の参加を促進します。	子育て・健康課
女性の再就職・起業をするための支援情報の提供	出産・育児・介護等で離職した女性が再就職・起業をするために必要な情報をさまざまな角度から提供します。	町民課 産業振興課
各企業等での子育て支援等に関する取組み事例の発信	各事業者などの子育て支援に関する取組み事例を紹介することで、雇用環境の充実を図ります。	企画政策課 産業振興課

(5) ひとり親家庭の自立支援

【現状】

二宮町では、ひとり親家庭に対して、手当及び助成金等の支給や就労の促進、保育所入所の優先的措置などの支援の充実に努めています。

ひとり親家庭が抱えるさまざまな課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われることが必要です。また、さまざまな課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制の強化が必要です。

【施策の方向】

ひとり親家庭に対して、関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、支援に漏れないように制度の周知を継続して行います。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
生活支援の充実	一時的に子育てが困難となったひとり親家庭に対応するため、児童福祉施設等において一時的にこどもを養育する事業の利用を周知します。	子育て・健康課
就労の促進	職業訓練や技能習得の機会、職業紹介を関係機関に働きかけるとともに、保育所への優先入所等を通じて、ひとり親家庭の就労を促進します。	こども支援課 産業振興課
経済的支援の充実	児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費の助成、母子父子寡婦福祉資金貸付制度の利用周知など、生活の安定と自立を助ける経済的支援を実施します。	こども支援課
相談体制の充実	関係機関との連携のもとで相談体制を充実し、ひとり親家庭の自立の促進に努めます。	こども支援課

(6) 情報提供の充実と利便性の向上

【 現状 】

二宮町では、相談員の資質向上や、気軽に相談できる環境整備、各種相談窓口の充実を図るとともにパンフレットやホームページによる情報提供に加えて、町公式LINEによる情報配信や申請・予約手続きサービスの取組みを推進しました。

町の子育て支援事業については今後も、サービス利用の必要性がある保護者がサービスを必要なときに利用できるよう、情報提供を進めるとともに、利用しやすい環境づくりを進める必要があります。

【 施策の方向 】

妊娠期から出産後に至るまで、保護者が安心して子育てに臨めるよう、必要とされるさまざまなニーズに対応するため、子育て当事者のライフステージに合わせた情報提供や相談支援の充実を行うとともに、デジタル技術を活用した子育て関連手続きの簡素化と利便性向上を進めます。

【 具体的事業 】

事業名	事業内容	所管課
母子健康手帳の交付	母子健康手帳と妊婦健康診査補助券を交付する際に、保健師や助産師がすべての妊婦と個別に面談をし、体調等の相談や出産に関するアドバイスを行います。	子育て・健康課
情報・相談・交流会の提供	母子健康手帳交付時やマタニティ教室を通して、情報提供や相談活動の充実を図ります。 また、マタニティ教室では、妊婦及び父親等の参加を促し、妊婦同士の交流を深めます。	子育て・健康課
フォロー体制の充実	育児教室への参加を促すなど健康診査のフォロー体制の維持向上、医療・福祉・教育の各分野との連携を推進します。 また、専門職における支援を実施し、育児不安や困難感の軽減に努めます。	子育て・健康課
「はぐくみ相談」の充実	育児不安を抱える親を早期に把握し、身体計測や食事の相談などを通して、情報提供や不安の軽減を図ります。	子育て・健康課
ホームページ・SNSの活用	誰もが情報を取得できるよう、ホームページへの情報掲載の整備を進めます。 また、SNSを活用した情報発信を積極的に実施するとともに、子育て関連手続きの簡素化を進めます。	企画政策課 こども支援課 子育て・健康課

計画の成果指標

項目	指標	現状値 (令和6年度)	目標値	出典
1 ライフステージを通して切れ目なく一人ひとりを大切にする支援	「生活に満足している」と思うこどもの割合	小学生 85.8% 中学生 61.5% 若者 62.2%	小学生 90.0% 中学生 70.0% 若者 70.0%	子ども・子育て支援及び若者ニーズに関する実態調査
	「今の自分が好きだ」と思うこどもの割合	小学生 86.9% 中学生 71.1% 若者 70.4%	小学生 90.0% 中学生 75.0% 若者 75.0%	
	「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	小学生 65.7% 中学生 53.0% 若者 42.1%	小学生 70.0% 中学生 60.0% 若者 50.0%	
2 すべてのこどもが幸せを感じるまちづくり	「周りの大人に自身の意見が聴いてもらえている」と思うこどもの割合	小学生 56.6% 中学生 56.6%	70.0%	
	「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこどもの割合	小学生 99.0% 中学生 100.0% 若者 98.7%	100.0%	
	ほっとできる場所や安心できる場所があると答えたこどもの割合	小学生 100.0% 中学生 98.8% 若者 98.7%	100.0%	
3 安心してこどもを生み育てることができる環境づくり	子育てに不安や悩みがあると回答した保護者の割合	未就学保護者 77.8% 小学生保護者 76.3%	70.0%	子ども・子育て支援に関するアンケート調査
	この地域で、今後も子育てをしていきたいと回答した保護者の割合	97.1% (令和5年度)	98.0%	第6次二宮町総合計画前期基本計画（乳幼児健診時アンケート）
	乳幼児全戸訪問事業のサポート率	100.0% (令和5年度)	100.0%	第6次二宮町総合計画前期基本計画
	育児について困ったとき、気軽に相談できる人や場がある保護者の割合	89.1% (令和5年度)	96.7%	第6次二宮町総合計画前期基本計画（乳幼児健診時アンケート）
	保育園の待機児童数	0人	0人	第6次二宮町総合計画前期基本計画
	学童保育所の待機児童数	0人	0人	第6次二宮町総合計画前期基本計画

第5章

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

※本章の数字を扱っている表の単位は「実人数」を基本としていますが、施設数や、延べ人数などの場合は、その都度記載しています。

1 量の見込みと確保方策の考え方

(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、策定することとされています。令和4年（2022年）6月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和6年（2024年）6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

〈主な改正内容〉

- 家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
- こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
- 産後ケアに関する事業の追加

(2) 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定することが必須事項とされています。また、「教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる」とされています。

※教育・保育提供区域は、施設を整備する上での計画上の区域のことであり、町民のサービス利用可能区域を決めるものではありません。利用者の施設・事業選択は計画における提供区域の数により影響を受けることはありません。

二宮町においては、町民ニーズと各事業の供給上のバランスがとれ、特に区域を分割する必要がないことから、第1期計画、第2期計画ともに「教育・保育提供区域」及び「地域子ども・子育て支援事業提供区域」について、町内全域で一つと設定していました。

本計画においても、町域全体で需給のバランスを見ながら柔軟に対応することが現実的と考え、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域については町域全体を一つの提供区域としました。

(3) 量を見込む区分について

教育・保育の必要量は、提供区域別に認定区分ごとに見込むこととされているため、町内全域を1区域として必要量を見込みものとし、1号、2号、3号の認定区分ごとに分けて算出しました。

ただし、幼稚園については、保護者の就労の有無にかかわらず利用できることになっており、ニーズ調査結果をみても、共働きでも「幼稚園」を希望する保護者がいることから、幼稚園を希望する2号認定の子どもについては、これを「学校教育の希望が強いもの」として、分けて量を見込むとともに、3号認定についても、0歳と1・2歳で職員の配置基準や児童1人当たりの施設の面積要件などが異なるため、これを分けて量を見込むこととしました。

【 量を見込む区分 】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当するが、幼稚園の利用を希望する子ども（2号（教育を希望）と表記）	幼稚園 認定こども園
	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園等での保育を希望している子ども（以下、3号（0歳）・3号（1・2歳）と表記）	保育所 認定こども園 地域型保育事業

※「保育の必要な事由」とは、就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合をいいます。

なお、本町における「保育の必要な事由」のうち、「就労」については月64時間を下限時間とします。

(4) 量の見込みの算出について

見込み量の推計方法について、アンケートに基づき算定する事業は、全国共通の算出方法が国から示されています。（参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」）

なお、アンケートの回答により算出した量見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量見込みを算出する場合があります。

(5) 提供体制の確保方策の考え方

提供体制の確保方策については、現状の提供体制、事業者の意向調査等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう提供体制の内容及び実施時期を設定しました。

(6) 量の見込みと確保方策の見直し

現状では見込量に対し提供体制が確保されていますが、今後の就学前児童人口の変化や就労意向の変化を踏まえ必要に応じて確保方策について再検討し、見直しを行います。

■参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」

見込み量の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、下記のフローとなっています。なお、アンケートの回答により算出した量見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量見込みを算出する場合があります。

ステップ1

～家庭類型の算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプ进行分类します。

8つの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプ进行分类します。

町民のニーズに対応できるよう、新制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

ステップ4

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

例えば、放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

～見込み量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）まで各年度の見込み量が算出されます。

(7) 推計人口

(人数)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
就学前児童	0歳	103	101	98	96	94
	1歳	114	112	110	106	104
	2歳	117	120	117	115	111
	3歳	139	125	128	125	123
	4歳	144	144	130	133	130
	5歳	159	147	147	133	136
	計	776	749	730	708	698
小学生	6歳	186	163	151	151	137
	7歳	187	188	164	152	152
	8歳	178	188	189	165	153
	9歳	217	179	189	190	166
	10歳	190	221	183	193	194
	11歳	203	192	223	185	195
	計	1,161	1,131	1,099	1,036	997

2 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた年度別の量の見込みと確保方策は以下の通りです。

【 令和7年度（2025年度） 】

(人)

		令和7年度					
		1号 認定	2号認定		3号認定		
			教育を 希望	左記 以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		442			103	114	117
量の見込み（A）		199	32	193	19	57	60
確保量							
特定教育 ・保育施設	幼稚園	60		－	－	－	－
	保育所	－		255	24	60	71
	認定こども園	63		27	－	－	－
確認を受けない幼稚園		645	－	－	－	－	－
確保量合計（B）		768		282	24	60	71
過不足（C）＝（B）－（A）		537		89	5	3	11

【 令和8年度（2026年度） 】

(人)

		令和8年度					
		1号 認定	2号認定		3号認定		
			教育を 希望	左記 以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		416			101	112	120
量の見込み（A）		187	31	182	18	56	62
確保量							
特定教育 ・保育施設	幼稚園	60		－	－	－	－
	保育所	－		255	24	60	71
	認定こども園	63		27	－	－	－
確認を受けない幼稚園		645	－	－	－	－	－
確保量合計（B）		768		282	24	60	71
過不足（C）＝（B）－（A）		550		100	6	4	9

【 令和9年度（2027年度） 】

(人)

		令和9年度					
		1号 認定	2号認定		3号認定		
			教育を 希望	左記 以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		405			98	110	117
量の見込み（A）		182	30	177	18	55	60
確保量							
特定教育 ・保育施設	幼稚園	60		－	－	－	－
	保育所	－		255	24	60	71
	認定こども園	63		27	－	－	－
確認を受けない幼稚園		645	－	－	－	－	－
確保量合計（B）		768		282	24	60	71
過不足（C）＝（B）－（A）		556		105	6	5	11

【 令和10年度（2028年度） 】

(人)

		令和10年度					
		1号 認定	2号認定		3号認定		
			教育を 希望	左記 以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		391			96	106	115
量の見込み（A）		176	29	171	18	53	59
確保量							
特定教育 ・保育施設	幼稚園	60		－	－	－	－
	保育所	－		255	24	60	71
	認定こども園	63		27	－	－	－
確認を受けない幼稚園		645	－	－	－	－	－
確保量合計（B）		768		282	24	60	71
過不足（C）＝（B）－（A）		563		111	6	7	12

【 令和 11 年度（2029 年度） 】

(人)

		令和11年度					
		1 号 認定	2 号認定		3 号認定		
			教育を 希望	左記 以外	0 歳	1 歳	2 歳
児童数（推計）		389			94	104	111
量の見込み（A）		175	29	170	17	52	57
確保量							
特定教育 ・ 保育施設	幼稚園	60		－	－	－	－
	保育所	－		255	24	60	71
	認定こども園	63		27	－	－	－
確認を受けない幼稚園		645	－	－	－	－	－
確保量合計（B）		768		282	24	60	71
過不足（C）＝（B）－（A）		564		112	7	8	14

【 今後の方向性 】

ニーズ調査の結果を考慮するとともに、就学前児童人口や保育需要の推移等を注視し、各施設が将来にわたり安定した事業運営が継続できるよう、需要と供給のバランスを見極めながら、必要な対応を検討していきます。

また、保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の維持・向上を図ります。

【 0 ～ 2 歳の保育利用率】

単位：人・％

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
利用定員数（A）	155	155	155	155	155
推計児童数（B）	334	333	325	317	309
保育利用率 （A／B×100）	46. 4	46. 5	47. 7	48. 9	50. 2

3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項

- ・保護者の就労状況に関わりなく、こどもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の設置について、保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、事業を行う者と相互に連携し、推進方法について協議、検討していきます。
また、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組推進、保幼小連携を実施します。
- ・小学校入学直後に学習に集中できない、望ましい人間関係を築くことができにくいなど、小学校生活にうまく適応できない（いわゆる小一プロブレム）こどもが増加する傾向にあるなか、幼児期の学校教育（幼稚園、保育所、認定こども園）と小学校教育が、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、こどもの発達や学びの連続性を保障するため、両者の教育が円滑に接続し、教育の連続性・一貫性を確保した、こどもに対する体系的な教育を推進します。
- ・保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の担保・向上を図るとともに、国等の動向を踏まえ、教育・保育に関する専門性を有するアドバイザー等を活用していきます。
- ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を推進していきます。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

- ・保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、必要な対応について検討を行います。
- ・特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

(1) 利用者支援事業

【概要】

こどもや保護者、妊娠している方に対して、身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

- ・特定型・・・主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う事業
- ・こども家庭センター型・・・妊産婦や子育て家庭に対して面接や訪問等によるソーシャルワーク業務を行い、心身の状態やニーズを把握したうえで、支援プランを作成する事業

【現状】

(箇所数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置箇所	2	2	2	2

【量の見込みと確保方策】

(箇所数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	2	2	2	2	2
確保方策(B)	2	2	2	2	2
特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
差引(B)-(A)	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

町役場窓口で保育サービス利用に対する相談業務、保育所入所待機児童への支援、保育サービスの情報収集・提供業務に取り組みます。

こども家庭センターでは、心身の状態やニーズを把握したうえで、支援プランを作成し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施していきます。

さらに、新庁舎・駅周辺公共施設再編計画により、こども家庭センターと教育委員会を新庁舎南棟に配置し、就学前からのきめ細やかな支援と就学後の連携を更に深めていきます。

(2) 延長保育事業

【 概要 】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【 現状 】

(人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月間延べ人数	2,059	2,118	1,714	1,687
実人数	114	106	115	102

【 量の見込みと確保方策 】

(人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	117	113	110	107	105
確保方策(B)	117	113	110	107	105
差引(B)-(A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

保護者の多様な就労形態やニーズに対応できるよう、延長保育事業の充実を図ります。長時間保育がこどもの負担にならないよう配慮しながら、継続して実施します。

(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

【 概要 】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【 現状 】

(人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数	284	269	311	321	341
定員	360	383	383	383	383

【 量の見込みと確保方策 】

(人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	339	330	317	298	285
1年生	73	64	59	59	53
2年生	73	73	64	59	59
3年生	69	73	74	64	60
（低学年 計）	215	210	197	182	172
4年生	44	36	38	39	34
5年生	39	45	37	39	39
6年生	41	39	45	38	40
（高学年 計）	124	120	120	116	113
確保方策（B）	383	383	383	383	383
差引（B）－（A）	44	53	66	85	98

【 今後の方向性 】

学童保育は、こどもたちが安心感やくつろぎを感じ、ありのままの自分で過ごすことができる居場所としての「生活」の場を大切に、今後も事業を実施するとともに、保護者の多様な就労形態やニーズに対応できるよう、受け入れ体制の整備拡充を図ります。

(4) 放課後子ども教室

【 概要 】

町内全ての児童を対象に学校施設を利用し、放課後などの安全・安心な居場所づくりを地域の方々の参画を得て、遊び、勉強、スポーツ・文化活動、住民との交流活動を行う取り組みを実施することにより、こどもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する事業です。

【 現状 】

(教室数)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学校数	3	3	3	3	3

【 確保方策 】

(教室数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み数	3	3	3	3	3

【 今後の方向性 】

小学校の体育館等を使って、遊びや体験の場を提供し、こどもの放課後の安全・安心な居場所の確保に努めます。

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

【 概要 】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、必要な保護を行う事業です。

本町では、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）は、ともに実施していません。

【 今後の方向性 】

今後の住民ニーズを注視しながら、広域での利用や実施を検討します。

(6) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

【 概要 】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【 現状 】

(人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ訪問人数	63	112	111	103

【 量の見込みと確保方策 】

(人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	103	101	98	96	94
確保方策（B）	103	101	98	96	94
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

少子化や核家族化により孤立したり、祖父母や近隣住民からの援助もない中で子育てをしていく保護者が、不安に陥らないよう安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために全戸訪問に努めていきます。また、相談支援については、職員の相談技術のさらなるスキルアップを図り、事業内容を充実させていきます。

(7) 養育支援訪問事業

【 概要 】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【 現状 】

(延べ回数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ派遣人数	39	59	96	49

【 量の見込みと確保方策 】

(延べ回数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	45	43	42	40	39
確保方策(B)	45	43	42	40	39
差引(B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

乳児家庭全戸訪問事業等で養育に関する支援が必要と判断される家庭に継続的に訪問し、指導・助言を行うことにより、適切な養育の実施が確保されるよう支援していきます。また、相談支援や育児・家事援助を行うことで、家庭の抱える養育上の課題の解決、軽減を図ります。

(8) 地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）

【 概要 】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 現状 】

(延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用人数	6,351	6,526	5,861	7,499

【 量の見込みと確保方策 】

(延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	8,721	8,418	8,204	7,957	7,845
確保方策（B）	8,721	8,418	8,204	7,957	7,845
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

引き続き、地域の身近なところで子育て相談や仲間づくりができる場として周知を図りつつ、運営の質的向上を図っていきます。

(9) 一時預かり事業

【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【 現状 】

(延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一時預かり事業 (幼稚園型)	924	2,049	3,117	3,465
一時預かり事業 (一般型)	287	367	320	327

【 量の見込みと確保方策 】

(延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	4,735	4,463	4,345	4,196	4,172
一時預かり事業 (幼稚園型)	4,569	4,307	4,193	4,049	4,026
一時預かり事業 (一般型)	291	281	273	265	261
確保方策 (B)	4,735	4,463	4,345	4,196	4,172
一時預かり事業 (幼稚園型)	4,569	4,307	4,193	4,049	4,026
一時預かり事業 (一般型)	291	281	273	265	261
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

幼稚園・認定こども園における一時預かり事業は、1号認定による利用者に対する大きな子育て支援の柱となるため、提供体制を充実していきます。

また、多様な保育ニーズの受け皿として提供体制の確保に努めます。

(10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【 概要 】

こどもが病氣中や病氣回復期にある場合において、保育所、医療機関等に付設された専用スペースで看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

【 現状 】

(延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用人数	8	9	12	31

【 量の見込みと確保方策 】

(延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	29	28	28	26	26
確保方策（B）	29	28	28	26	26
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

ニーズに適切に対応しつつ、引き続き事業関係者との連絡調整及び共通理解を図り、事業を実施します。

(11) ファミリー・サポート・センター事業

【 概要 】

乳幼児や小学生等のお子さんを子育て中の保護者を会員として、こどもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【 現状 】

(延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
育児支援延べ人数	600	890	719	711

【 量の見込みと確保方策 】

(延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	671	652	634	605	588
確保方策(B)	671	652	634	605	588
差引(B)-(A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

依頼会員と援助会員のコーディネート等、支援体制を引き続き充実させ、利用を促進していきます。

(12) 妊婦健康診査事業

【 概要 】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【 現状 】

(延べ回数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ回数	1,308	1,199	1,059	958

【 量の見込みと確保方策 】

(延べ回数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	1,133	1,111	1,078	1,056	1,034
確保方策(B)	1,133	1,111	1,078	1,056	1,034
差引(B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

妊娠期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な受診がされるよう促すことにより、異常の早期発見・早期治療及び精神的不安の解消を目指していきます。

また、受診対象者全員が受診できるように、見込まれる量に対して体制を確保します。

(13) 産後ケア事業

【 概要 】

母子保健法の改正（令和元年（2019年））により、令和3年度（2021年度）から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となりました。

産後の心身の不調または育児支援を必要とする産後1年未満の養育者と乳児を対象にした宿泊型、通所型、訪問型の事業です。

【 現状 】

（延べ回数）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用 件数	宿泊型			-	-	1
	デイサービス型			-	-	0
	アウトリーチ型			-	-	23

【 量の見込みと確保方策 】

（延べ回数）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）		30	30	29	28	28
	宿泊型	1	1	1	1	1
	デイサービス型	6	6	6	6	6
	アウトリーチ型	23	23	22	21	21
確保方策（B）		30	30	29	28	28
差引（B）－（A）		0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

利用を希望する方が利用できるように制度の周知を図るとともに、支援が必要な方へは積極的な利用を進めます。

(14) 妊婦等包括相談支援事業

【 概要 】

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、令和4年度(2022年度)より、さまざまなニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業です。

- ・伴走型相談支援(出産・育児等の見通しを立てるための面談等(①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間)やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援)
- ・経済的支援(妊娠届出時と出生届出時の計10万円相当の経済的支援)

【 量の見込みと確保方策 】

(延べ回数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	309	303	294	288	282
確保方策(B)	309	303	294	288	282
差引(B)-(A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

利用者支援事業や乳児家庭全戸訪問事業の機会を活用し、情報提供や相談対応等を行うとともに必要な支援につないでいきます。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

【 概要 】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

令和6年（2024年）4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 量の見込みと確保方策 】

(延べ回数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ)(A)	12	12	12	12	12
確保方策(延べ)(B)	12	12	12	12	12
差引(B)-(A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

引き続き、不安や負担を抱える子育て家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・育児などの援助を行います。

(16) 児童育成支援拠点事業

【 概要 】

養育環境などに課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童などに対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路などの相談支援、食事の提供などを行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなどの個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

令和6年（2024年）4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 今後の方向性 】

今後、他自治体の先進事例を参考に実施の検討を進めます。

(17) 親子関係形成支援事業

【 概要 】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイなどを通じて、児童の心身の発達の状況などに応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどその他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

令和6年（2024年）4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 今後の方向性 】

現在、この事業は実施していませんが、今後、支援を必要とする家庭の把握と実施に向けた検討を進めます。

(18) こども誰でも通園制度

【 概要 】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位などで柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。

【 今後の方向性 】

令和8年度（2026年度）からの給付制度化に向けて、国の動向に注視しながら必要受入時間数、必要定員数を検討し、受け入れ体制の整備に努めます。

(19) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用などを助成する事業です。

(20) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置又は運営を促進するための事業です。



第 6 章

計画の推進体制

1 子ども・子育て会議

「二宮町子ども・子育て会議条例」により設置される機関であり、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員を定めるときや、子ども・子育て支援事業計画を定め、または変更するときに意見を聴くほか、町のこども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進に関し調査審議を行います。

2 関係機関との連携

計画に掲げる取り組みについては、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

また、こども・子育て支援を総合的に行っていくためには、地域や関係機関、保育所、幼稚園など、こども・子育てに関わる全ての人や機関の連携が重要であるため、こども・子育てに関わるさまざまな人や組織などの連携を促進するとともに、庁内におけるさまざまな所管課との連携も強化していきます。

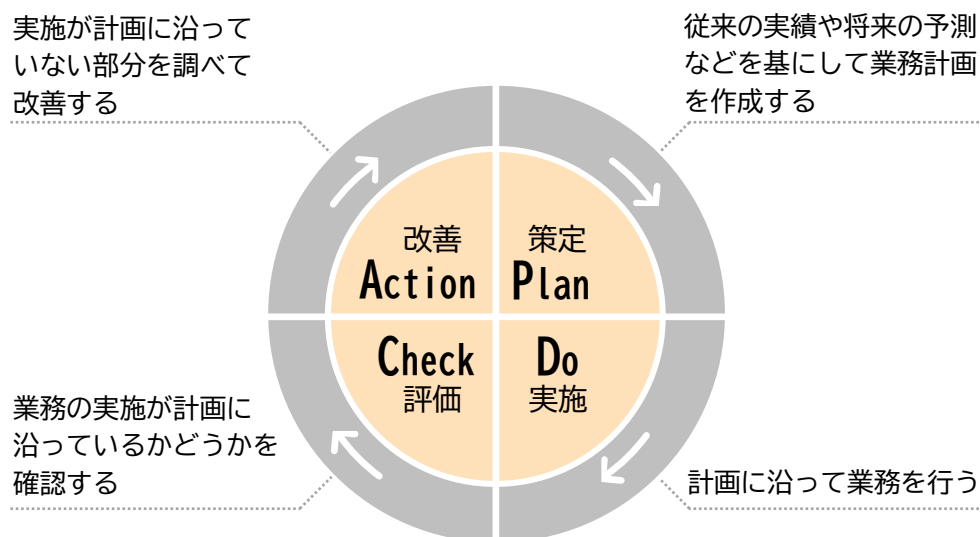
3 施策の実施状況の点検

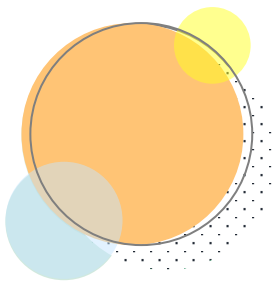
計画の適切な進行管理を進めるために、関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「二宮町子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて対策を実施するものとします。

計画全体の進捗については、PDCAサイクルによる進行管理を行い、必要に応じて施策の実施方針の見直しを行います。

なお、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向などを鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。

PDCAサイクルのイメージ図





資料編

1 二宮町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、二宮町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 教育、保育等の関係者
- (3) 地域活動の関係者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときの会議の招集は、町長が行う。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、健康福祉部子育て・健康課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

<以下省略>

2 委員名簿

【令和6年度】

◎会長 ○副会長

条例第3条	氏名	選出区分	所属等
子どもの保護者	上野かなえ	公募	
	三好 祐太	二宮町PTA連絡協議会	二宮中学校PTA
教育・保育等の関係者	加藤 匡宏	学童保育運営者	社会福祉法人 寿考会
	水島 博恭	二宮町・大磯町私立幼稚園協会	梅の木幼稚園
	◎相馬 正覚	二宮町保育会	二宮保育園
	○境野 朋美	小学校	二宮小学校
地域活動の関係者	成川 一	二宮町地区長連絡協議会	元町北地区
	掬川せつ子	二宮町民生委員児童委員協議会	主任児童委員
その他町長が必要と認める者	飯塚 富美	児童養護施設	心泉学園
	渡辺 優子	町内団体	(一社)あそびの庭
	石井 文	町内団体	にのみや子ども自然塾
	一石 悠	町内団体	もりびと NOA

3 こども計画策定経過

月 日	内 容
令和5年度	
11月29日	第1回 二宮町子ども・子育て会議 ○子ども・子育て会議の運営について ○第3期二宮町子ども・子育て支援事業計画について
12月13日～ 12月28日	二宮町子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施 (未就学児の保護者及び小学生の保護者)
3月12日	第2回 二宮町子ども・子育て会議 ○子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果速報について ○第2期二宮町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ○特定教育・保育施設の利用定員の設定について
令和6年度	
6月7日～ 6月24日	二宮町子ども・子育て支援に関する実態調査(小学5年生、中学2年生)及び二宮町若者ニーズに関する実態調査(16歳～29歳の町民)の実施
8月30日	第1回 二宮町子ども・子育て会議(荒天により書面会議) ○子ども・子育て会議の運営について ○子ども・子育て支援及び若者ニーズに関する実態調査結果速報について ○二宮町こども計画骨子(案)について ○第2期二宮町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ○特定教育・保育施設の利用定員の設定について
10月3日	第2回 二宮町子ども・子育て会議 ○第1回会議の報告について ○二宮町こども計画素案について
11月14日	第3回 二宮町子ども・子育て会議 ○二宮町こども計画素案について
1月6日～ 2月5日	「二宮町こども計画(案)」に対する町民意見募集(パブリックコメント)の実施
2月26日	第4回 二宮町子ども・子育て会議 ○二宮町こども計画(案)に対する意見募集の実施結果について ○二宮町こども計画(案)及び概要版について

4 用語解説

ページ	用 語	解 説
2	男女共同参画	男女が平等に社会に参加し、役割や機会を公平に分かち合うことを目指す取り組みや考え方のこと。性別に関わらず、同じ機会や権利が与えられることを推進する政策や活動が行われている。
14	保育所（保育園）	保護者の就労等の理由により、保育が必要なこどもを預かり保育することを目的とした通所の施設。「保育所」は児童福祉法上の名称で使われ、「保育園」は一般的な表現として使われている。
15	学童保育 （放課後児童健全育成事業）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通うこどもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業のこと。事業名は「放課後児童健全育成事業」の名称で推進しており、学童保育所にて事業を行っている。
28	自己肯定感	自分の存在や行動を肯定的に評価する感覚のこと。「自分は価値のある存在だ」「自分はこれで良い」と感じられることが、精神的な安定や幸福感に繋がる。自己肯定感が低いと、自信喪失や精神的な問題に繋がることもある。
35	ライフステージ	人生を段階ごとに区分する概念で、個人の成長や発展を反映する。幼児期、学童期、思春期、青年期、成人期、老年期など、各ステージごとに直面する課題や役割が異なり、それぞれの段階で異なる支援や教育が必要とされる。
35	ワーク・ライフ・バランス （仕事と生活の調和）	「仕事と生活の調和」と訳され、仕事と、家事・育児・介護・プライベート等の生活との両立のこと。働き方の見直しなどによって、仕事に意欲や充実を感じるとともに、家庭や地域生活等においても豊かさを実感して暮らすことができることを目指している。

ページ	用 語	解 説
40	待機児童	保育所への入所申請がなされており入所条件を満たしているにもかかわらず、保育所に入所できない状態にある児童のこと。 現状では定まった定義がないこともあり、国が定義を統一するため、定義見直しを行っている。
40	認定こども園	幼稚園、保育所等のうち、「就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能」と「地域における子育て支援を行う機能」を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設。
44	I C T	情報通信技術：Information and Communication Technologyのことで、インターネットやデジタル技術を活用した情報交換や処理を指す。教育やビジネス、医療など、多くの分野でI C Tを活用したサービスが発展している。
44	スクールカウンセラー	学校でこどもの心の健康や心理的な問題を支援する専門職のこと。こどもだけでなく、保護者や教師とも連携して、カウンセリングや相談業務を行う。
44	スクールソーシャルワーカー	学校内で、社会福祉的な観点からこどもの問題を解決するために支援を行う職業のこと。家庭環境や社会的な背景による問題をサポートし、こどもが安心して学べる環境を整える。
49	プレコンセプションケア	妊娠前の健康管理やケアを指し、健康な妊娠や出産を迎えるために準備すること。妊娠前の栄養管理や生活習慣の改善、定期的な健康チェックが含まれる。
51	キャリア教育	学生が将来の職業選択に備え、必要な知識やスキルを学ぶ教育のこと。職業体験やインターンシップ、進路指導などを通じて、自分に合った仕事や職業に対する理解を深めることが目的。
55	療育	発達障がいや障がいのあるこどもたちに対して、個々の特性に応じた治療と教育を組み合わせた支援を行うこと。療育は、こどもの発達を促進し、自立を目指すための重要な手段であり、言語訓練や社会的スキルのトレーニング、運動療法などが含まれる。

ページ	用 語	解 説
56	医療的ケア	障がいや病気のために日常的に医療行為を必要とする人々に対するケアのこと。具体的には、人工呼吸器の管理、吸引、経管栄養などの医療処置が含まれ、特に医療的支援が必要なこどもや高齢者に行われる。
56	特別支援教育	障がいや特別な支援が必要なこどもたちに対して行われる教育のこと。個々のこどものニーズに合わせたカリキュラムや環境を提供し、学習や社会生活での自立を支援する。
56	ヤングケアラー	親やきょうだい、祖父母など、家族の世話をしている18歳未満のこどものこと。家事や介護、精神的なサポートを行うことが含まれるが、これが過度になると学業や社会生活に悪影響を及ぼすことがある。
57	バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上でバリア（障壁）となるものを取り除く意味で、段差等の除去をいうことが多い。ここでは、子育てをしている人の社会参加を困難にしている制度的、文化・情動的、意識上の障壁等を除去する意味で用いられるが、障がい・能力等を問わず、すべての人が利用することができるユニバーサルデザインを目指す意味も含むものとする。
66	S N S	インターネット上での人々の交流や情報共有を行うサービスのこと。例として、XやInstagramなどがあり、個人間のコミュニケーションや情報発信の手段として広く利用されている。
69	地域型保育	市町村の認可事業で、待機児童の多い0歳～2歳児を対象とする保育。施設（原則20人以上）より少人数の単位で行う。地域型保育は、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育、の4つのタイプに分けられる。
87	アウトリーチ	特定のサービスや支援を必要としている人々に対して、積極的にアプローチする活動のこと。たとえば、医療、福祉、教育などの分野で、支援が必要な人々に手を差し伸べ、彼らが利用できるリソースやサービスを提供する活動を指す。

ページ	用 語	解 説
94	子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) 第72条第1項各号に掲げる事務	(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。 市町村長は、設置者の申請により教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)の利用定員を定めようとするときは、第72条第1項の審議会を設置している場合には、その意見を聴かなければならない。 (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第2項に規定する事項を処理すること。 市町村長は、事業者の申請により地域型保育事業所(事業所内保育、小規模保育等)の利用定員を定めようとするときは、第72条第1項の審議会を設置している場合には、その意見を聴かなければならない。 (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第72条第1項の審議会を設置している場合には、その意見を聴かなければならない。 (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

※令和7年（2025年）4月の組織改正により、本文中は新しい部課名等になっています。

二宮町こども計画

令和7年(2025年)3月

発行：二宮町

編集：二宮町 健康福祉部 子育て・健康課

〒259-0196 神奈川県中郡二宮町二宮 961 番地

電話番号 0463-71-5862

F A X 0463-73-0134

※上記、「編集：健康福祉部 子育て・健康課」は、令和7年（2025年）4月から
こども・健康部こども支援課に変わります。



すべてのこどもの育ちを支える 豊かな自然とはぐくみのまち
～はぐ（育）ハグ（hug）にのみや～